

## 防災行政部会目次

1. はじめに
2. 四国地方建設局防災対策運営マニュアルの概要
  2. 1 本編
  2. 2 災害対策ポケットブック
3. 各県における地域防災計画の概要
  3. 1 徳島県
  3. 2 香川県
  3. 3 愛媛県
  3. 4 高知県
4. 住宅・社会資本整備上の留意点

## 1. はじめに

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、阪神・淡路地域に壊滅的な被害をもたらし、今もなお大きなつめ跡を残しております。

防災行政部会では、このような地震災害が発生した場合の被害想定に対する行政的対応を図るために検討を進めており、本年度は阪神・淡路大震災を踏まえての防災計画の見直しとして、四国地方建設局で地震災害、風水害及び落石等の災害に備え、実務上の取り決めについて検討を行った「四国地方建設局防災対策運営マニュアル」や、各県において取りまとめられた「地域防災計画」の改正点、留意点、重点事項等について整理した。また、文献等で提言された都市型災害に備えるための住宅・社会資本整備上の留意点について調査し、整理、掲載した。

なお、他の部会から当部会に頂いた貴重なご意見・ご提言への対応については、別途検討を行い事業執行に際し、効率的に反映させていきたいと考えている。

## 2. 四国地方建設局防災対策運営マニュアルの概要

### 2.1 本編

本マニュアルは、阪神・淡路大震災における災害対応・復旧の現場での経験、教訓を基に施設管理者の組織及び組織内の職員としての行動や組織間の連携、情報提供の流れなど包括的かつ具体的に記述を行い、被災者及び支援者としての対応について災害時において円滑かつ的確な対策の遂行に資するものである。

なお、本マニュアルは膨大な内容となっており、全てを掲載するのは困難なため、各章毎の主な記載項目について掲載することとした。

#### ○ 災害規模等による班体制

- ・災害場所・規模等による本部等の体制
- ・災害対策本部・支部の発令基準
- ・支援本部・支部の発令基準
- ・体制の周知

#### ○ 各班・係の業務内容と動員計画

- ・各班・係の所掌事務と動員配置計画
- ・防災担当官一覧
- ・指揮・命令の系統、指示・指令の主要項目等

#### ○ 防災体制の点検・確認（事前対策）

- ・事前の準備
- ・情報連絡網の確認
- ・災害対策用機械の点検・確認
- ・災害対策用資機材の確認
- ・連絡用機器材の点検・確認
- ・備蓄資材・物品の確認
- ・派遣等要員及びオペレーター等要員の名簿の整理
- ・防災エキスパート等技術者名簿の整理
- ・緊急輸送路及び規制区間等の確認
- ・ヘリコプター運用体制の整備
- ・災害対策室の整備
- ・各種（点検・操作・広報・手続き等）マニュアルの確認

#### ○ 災害対策（初動体制）

- ・災害の規模等の収集
- ・連絡手法と連絡先一覧
- ・職員の参集
- ・初動体制
- ・対策本部の設置及び班編成

- ・災害対策室の設置
- ・庁舎の状況把握
- ・職員等の安否の確認
- ・被害状況の収集
- ・所管施設等の点検
- ・情報の周知伝達
- ・建設省内部の連絡調整
- ・支援要請（四国地建が被災）
- ・支援受け入れ窓口の開設
- ・事務所間の応援
- ・防災エキスパート等の要請
- ・ヘリコプターの活用及び使用手続き
- ・災害対策用機械の確保
- ・資機材の購入・確保
- ・ガラの処理と処理場
- ・連絡用機器の確保
- ・緊急輸送路及び迂回路の選定と手続き
- ・避難・規制の周知
- ・応急復旧
- ・職員等の生活対策
- ・地域住民対策
- ・災害視察者等の対応

## ○ 応援

- ・災害の原因・位置・規模の確認
- ・支援（他地建及び県等が被災）活動と基本構成
- ・支援本部・支部等の設置及び活動
- ・現地支援本部・支部等の設置及び活動
- ・前線基地及び中継基地の開設
- ・情報連絡の手段等
- ・派遣要員及び交替計画
- ・派遣経路の確認と決定
- ・先遣隊の派遣
- ・支援隊の派遣と携行品等
- ・派遣先の受け入れ体制
- ・救援物資等の送り込み
- ・災害対策用機械の出動
- ・オペレーターの確保と協会等の活用
- ・食料及び燃料供給計画
- ・仮眠休憩施設
- ・一般市民への支援活動
- ・支援活動の解除

## ○ 広報

- ・災害時の広報体制
- ・地震時の一般広報

## ○ 様式

災害時における被災状況や各種情報の収集・確認・提供、対応のための指揮・命令・指示・指令等の確実性・整合性等を図るために統一様式を作成。

## ○ 参考資料

緊急時連絡先一覧表、関係機関との運営等に関する申し合わせ、防災及び災害時民間支援エキスパートの登録者名簿等を掲載

## 2.2 災害対策ポケットブック

災害対策ポケットブックは、地震等により突発的に激甚な災害が発生した場合、または災害対策についての連絡があった場合に速やかに行動がとれるよう、前述のマニュアルから必要最小限の内容を抜粋したもので、小型化して常に携帯できるようにしており、主な記載内容としては下記のとおりである。

### ○ 災害対策本部の設置

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・災害対策本部の設置及び組織 | ・発令時の業務分担        |
| ・体制の判断         | ・災害対策本部室の設置場所と配席 |
| ・発令基準と基準値      | ・体制別動員配置         |

### ○ 出動要領

四国地方建設局災害対策本部が設置、あるいは設置する必要がある場合における、職員の出動方法について取り決め。

### ○ 震災に関する事項

- |        |               |
|--------|---------------|
| ・初期活動  | ・地震情報通報システム   |
| ・業務内容  | ・気象庁震度階級関連解説表 |
| ・情報の収集 | ・津波注意報・警報     |
| ・連絡系統  | ・地震計及び津波観測地点  |

### ○ 資料

- ・K-COSMOS通信関係
- ・災害対策時における出動方法（手段）
- ・地震時の職員の行動要領

### ○ 連絡先一覧表

### 3. 各県における地域防災計画

#### 3.1 徳島県

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により、防災に対する行政の取り組み方、県民一人ひとりが解決していかなければならない大きな課題が残りました。

その教訓を忘れず、県民の誰もが安心して生活できるまちづくりを推進することは、行政の責務と考え、防災対策の基本である徳島県地域防災計画（震災対策編）の見直しを行いました。主な見直し概要は次のとおりであります。なお、平成7、8年度で実施している防災アセスメントの結果により、再度見直しを行う予定であります。

##### 3.1.1 計画見直しに当たっての基本方針

- (1) 昭和21年南海道地震と同程度の規模を想定（震度5）した現行計画を見直し、阪神・淡路大震災のような内陸型地震（直下型地震）の発生に鑑み、災害応急対策は、これと同程度（震度7）を想定した計画とし、災害予防計画については、国の防災基本計画等を基本とする。
- (2) 災害対策基本法、国の防災基本計画との整合性を図りつつ、特に本県震災対策の強化を図るうえで重要である次の項目を中心に検討を加える。
  - 初動体制の確立
  - 情報連絡・伝達体制の強化
  - 広域応援体制の整備
  - 緊急輸送路の確保
  - 建築物等の耐震化対策
- (3) ボランティアの活用等の新たな課題についても、計画の中に位置づける。

##### 3.1.2 計画の主な内容

###### (1) 全体の概要

総則、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の4章32節を総則、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画の4章39節に変更した。

###### (2) 地震の想定（第1章第4節）

本計画の策定に当たって、下記の地震を想定して実施するが防災アセスメントの結果により、逐次本計画に検討を加える。

###### ○海溝型地震

安政元年安政南海地震と同程度の規模で震源が南海トラフでの地震

###### ○内陸型地震（直下型地震）

阪神・淡路大震災と同程度（震度7）であり、中央構造線活断層系の県内東半分程度と鯖喰川断層系が動く地震、及び中央構造線活断層系の県内西半分程度が動く地震

###### (3) 初動体制の確立（第2章第1節）

- イ. 平成7年11月に改正した県災害対策本部運営規程に基づき、県庁全体で災害応急対策を行うことにした。（県警本部は、災害対策本部に参画するが別に災害警備本部を設置する。）
- ロ. 災害対策本部をおおむね次の基準で設置することにした。

自動設置県内で震度6以上の地震の発生、「15区大津波」の津波警報が発表されたとき判断設置県内で震度5の地震が発生、「15区津波」の津波警報が発表されたとき、県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

ハ. 職員の動員は、次により初動体制の確立に努めることにした。

- 各配備体制に応じ、県災害対策本部運営規程により、配備編成、連絡方法等をあらかじめ作成することを明記するとともに、「個人行動表」を作成し、携帯することにした。
- 勤務時間外に県内で震度5以上の地震が発生した場合、又は「15区津波」若しくは「15区大津波」の津波警報が発表された場合は、あらかじめ指定された職員が直ちに勤務場所に参集し、所定の行動をとることにした。
- 県内で震度6以上の大地震が発生した場合は、全職員が勤務場所に参集することにした。

#### (4) 情報連絡・伝達体制の強化

イ. 防災施設等整備計画（第2章15節）

- 地域衛星通信ネットワークシステムの整備

県防災行政無線の地上系システムに加えて衛星系システムを導入し、各関係機関との間で防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークの整備を図ることにした。

- 防災情報等情報管理システムの整備

情報のデータベース化・一元化、有効な情報収集・発信手段のシステム化等防災情報等の情報管理システムの整備に努めることにした。

- 震度情報ネットワークの整備

県下全市町村に計測震度計を設置し、国、県、市町村との震度情報ネットワークを整備することにした。

この情報及び気象台からの情報を県総合情報通信ネットワークシステムにより、職員に伝達・参集するシステムを整備することにした。

- 消消防災ヘリコプターの整備

災害時における情報収集、傷病者の救急搬送、山林火災等に対応するため、消防防災ヘリコプターの整備を推進することとした。

- ヘリコプターテレビシステムの整備

災害時等において、迅速かつ的確な情報収集を図るため、上空からの映像をリアルタイムで確認できるテレビシステムを整備することにした。

ロ. 情報通信計画（第3章第3節）

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、各種通信施設の活用等情報の伝達、収集方法について、より詳細に記載するとともに被害状況報告の防災機関を追加した。

また、アマチュア無線局の協力体制による情報収集等の通信の確保を図ることにした。

ハ. 災害広報計画（第3章第4節）

災害時における県民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するため、インターネットなどの広報媒体の活用及び防災機関を通じたライフライン等の情報の広報を追加・充実することにした。

#### (5) 広域応援体制の整備

イ. 広域応援計画（第2章第14節）

大規模災害が発生した場合に、円滑な災害応急対策等が行えるよう、相互応援協定の締結など広

域応援体制の整備等を図ることにした。

○ 近隣府県との相互応援

四国4県、中・四国9県及び近畿2府7県の広域応援協定に基づき、必要な情報の共有化を図るとともに実施に必要な条件整備を図ることにした。

○ 市町村間の相互応援

あらかじめ全県的な防災広域応援協定を締結するよう努めることにした。

○ 消防機関の相互応援

都道府県単位で編成された緊急消防援助隊の派遣及びすでに締結されている「県広域消防相互応援協定」を踏まえた広域応援態勢の強化を図ることにした。

○ 警察の広域応援

広域緊急援助隊を編成し、広域的応援体制の整備を図ることにした。

## (6) 緊急輸送路の確保

### イ. 緊急輸送路の確保計画（第2章第5節）

○ 道路施設

災害発生時の緊急輸送活動等を円滑に行うため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路「第1次輸送確保路線」、市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路「第2次輸送確保路線」の緊急輸送路を指定するとともに耐震性の確保を図ることにした。

○ 港湾・飛行場施設

救助活動を行うための拠点となる港湾・飛行場を指定するとともに耐震性の確保を図ることにした。

### ロ. 緊急輸送計画（第3章第10節）

緊急輸送の対象を定めるとともに災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用することにした。

### ハ. 交通確保対策計画（第3章第11節）

災害対策基本法の改正に伴い、緊急通行車両の円滑な通行の確保を図るため、自衛官、消防吏員の措置命令を追加するとともに「四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき各県と緊密な連携を図り、流入禁止等の交通規制を実施することにした。

また、警備業者との間に災害時における交通誘導業務に関する協定を締結し、必要に応じて交通誘導の実施を要請できるようすることにした。

## (7) 建築物等の耐震化対策

### イ. 建築物等の耐震化計画（第2章第3節）

○ 県有施設の防災上重要な建築物として、現計画では、警察署・県出先機関・学校・病院・保健所等についていたが社会福祉施設・不特定多数の者が使用する施設を追加するとともに耐震性の確保を図ることにした。

○ 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保として、既存建築物の耐震診断・改修促進計画を作成するなど耐震性の確保について、所有者等に対し指導に努めることにした。

○ 一般建築物の耐震診断、改修の相談窓口を常設するするとともに建築年度の古い木造住宅の耐震性を促進するため、簡便な耐震診断法や有効な補強方法等の普及を図ることにした。

○ 文化財に関する防災意識の普及・啓発及び耐震性の確保等の指導・助言を行うことにした。

- 被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の養成等を行い、緊急時に対応できる体制を整備することにした。

#### (8) ボランティアの活用

##### イ. ボランティア受入体制の整備に関する計画（第2章第11節）

- 日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等の連携を図ることにした。
- 受入窓口の設置、ボランティアの組織化、リーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、マニュアル作成等の受入体制等の整備を図ることにした。

##### ロ. ボランティア団体等の活用（第3章第9節救援・救護計画の中）

- 県、市町村は、必要な情報の提供を行うとともにボランティア団体等の協力を得て円滑な活動を推進することにした。
- 被災地におけるボランティアの支援体制の確立を図ることにした。

#### (9) 消防体制の整備

##### イ. 火災予防計画（第2章第9節）

- 消防活動態勢の整備強化として、消防未常備町村に対し早急に常備化を図るとともに地域に密着した消防団の活性化を図ることにした。
- 消防水利の確保として、新たに耐震性貯水槽の設置促進に努めることにした。
- 消防通信施設の整備として、消防本部と医療機関等との通信体制の確立を図ることにした。
- 災害態様の複雑・多様化・大規模化に対応する教育、訓練の場である消防学校の移転改築、整備充実を図ることにした。

#### (10) その他

##### イ. 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱（第1章第3節）

防災機関の事務業務内容の見直しを行うとともに次の防災機関を追加した。

日本銀行徳島事務所、日本道路公団徳島管理事務所、水資源開発公団（池田総合管理所及び旧吉野川河口堰管理所）、本州四国連絡橋公団第一建設局鳴門管理事務所、社団法人徳島県LPGガス保安協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉協議会

##### ロ. 災害弱者対策（第2章第13節）

- 社会福祉施設等の安全性を高めるため、耐震性の確保に配慮することとした。
- 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めることとした。
- 外国人等に対する防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加、地域全体での支援システムや救助体制の整備に努めることとした。
- 災害弱者に対する避難生活において、応急仮設住宅等の配慮、巡回健康相談等のアフターケアに十分配慮した対応を講じることにした。

（第3章第8節避難計画）

##### ハ. 防災拠点施設の整備（第2章第15節防災施設等整備計画）

県民の防災知識啓発の場及び災害時における応急対策活動の拠点としての防災拠点施設の整備に努めることとした。

##### ニ. 自衛隊災害派遣要請計画（第3章第6節）

災害派遣要請における自衛隊の活動の範囲を拡大するとともに市町村長が通信途絶等により、

県に連絡できない場合の方策を加えた。

ホ. 救援・救護対策（第3章第9節）

- 飲料水等の応急給水・応急復旧について、より具体的な対応策を講じることにした。  
また、給水体制の整備において石綿セメント管等の老朽管の更新や水道施設の耐震化の促進、施設の管理図面や台帳等の控えの作成及び分散管理に努めることにした。（第2章第15節）
- 都市ガスの供給地域が一部のため、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保するための供給及び斡旋対策を講じることにした。  
また、LPガス供給施設の応急対策を講じることにした。（第3章第13節施設の応急対策計画）
- 災害時における医療等の確保に当たって、初期医療救護体制、後方医療救護体制及び広域医療救護体制の確立を図るとともに傷病者の搬送、医薬品、医療資器材の調達及び総合調整等の対策を講じることにした。
- 被災地における動物の救護について、動物の保護等の救護対策を講じることにした。
- 応急仮設住宅の用地の確保に当たって、あらかじめ建設予定地のリストを作成、建設可能戸数等の状況を把握しておくことにした。

ヘ. 文教対策（第3章第12節）

学校施設が避難所に指定されている場合多いため、このための児童生徒の応急教育の在り方、避難所としての留意事項等の対策を講じることにした。

ト. 応急金融対策（第3章第14節）

災害時における現金供給の確保及び決済機能の維持、非常金融措置の実施などの応急融資対策を講じることにした。

チ. 復興計画（第4章第5節）

速やかに被災地の再建を図るため、復興計画の作成、各種法律の活用等の基本方針を加えた。

リ. その他

各項目について、災害対策基本法、防災基本計画等に添った修正等を行った。

### 3.1.3 参考資料

- マグニチュード（M）と地震の程度
- 過去における主な大地震一覧表
- 県災害対策本部運営規程
- 初動体制マニュアルの概要
- 気象庁震度階級（現行及び震度問題検討会の最終報告）

### 3.2 香川県

本県では、震災対策については、これまで地域防災計画の中で、一つの章として位置づけをしていたが、阪神・淡路大震災を契機に、新たに別冊で「震災対策編」及び「同参考資料」として、香川県防災会議の審議を経て、平成7年度末に策定した。

#### 3.2.1 計画の主な内容

(1) 計画策定に当たっては、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、また、国の防災基本計画との整合も図りながら、次の項目を重点として検討し、策定した。

- 初動体制の確立
  - ・職員の参集及び配備
  - ・地震直後の情報収集伝達
  - ・人名救助、消防、緊急交通路確保等の関係機関の連携
  - ・避難体制の確立
- 被災者の生活対策
  - ・食料、飲料水、生活必需品等の確保
  - ・医療、環境衛生等の確保
  - ・避難施設の整備及び応急仮設住宅等の確保
  - ・災害弱者への対応
- ライフライン等の確保
  - ・電気、ガス、水道、電話などの確保
  - ・車両、船舶などの緊急輸送手段の確保
  - ・道路港湾など輸送経路の確保及び緊急時の交通規制計画
- 防災施設等の整備
  - ・消防水利施設、通信施設等の整備
  - ・防災資機材の整備
- 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚
  - ・防災訓練の実施
  - ・自主防災組織の育成強化
- 広域的な応援体制の確立
  - ・国、自衛隊等との連絡体制及び連携の強化
  - ・近隣地方公共団体との相互応援体制の確立及び公共的団体との連携
  - ・ボランティアの受入体制の整備

#### (2) 防災アセスメント

香川県に甚大な被害を及ぼすと考えられる地震を想定し、震度分布、人物、物的被害を予測する防災アセスメントを8年度9年度で実施し、防災計画に反映させることとしている（一部 現震災対策編参考資料に掲載）

#### (3) 活断層の調査

香川県内の最大規模の活断層である「長尾断層」について、科学技術庁の活断層調査交付金制度を活用し、8年度にその規模、活動履歴等を調査している。この結果についても防災計画に反映されることとしている。

### 3.2.2 香川県地域防災計画「震災対策編」の概要

重 点 項 目	主 な 内 容
1. 初動体制の確立	<p>(1) 職員の参集及び配備</p> <p>① 職員の自主参集</p> <p>勤務時間外において地震が発生した場合、職員は直ちにテレビ等を視聴し、震度4の場合は消防防災課・人事課は全員、主管課及び防災関連課並びに主要出先機関は連絡員が、震度5の場合は応援担当課を除く課の全職員（応援担当課は連絡員）が、震度6の場合は全職員が自主的に登庁し、所定の災害応急対策に従事する。</p> <p>なお、公共交通機関の途絶等のため、自己の所属に登庁できない場合には、最寄りの県の事務所に登庁し、災害応急対策に従事する。</p> <p>② 災害対策本部設置基準</p> <p>県災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度6の場合又は津波警報が発表された場合</li> <li>○ 震度5の場合で、大規模災害発生又はそのおそれがある時</li> </ul> <p>③ 災害対策本部内に総合指令室の設置</p> <p>災害対策本部には、知事、副知事、出納長、部長、県警本部長及び自衛隊派遣幹部により構成する「総合指令室」を設け、その下に総括、対策、動員、情報、広報、財務、連絡（府内各部及び関係機関の連絡員）の各班を置き、必要な指示等が迅速的確に行える体制をとる。</p> <p>また、知事に事故ある場合には、副知事、総務部長の順に指揮を執ることとする。</p> <p>④ 固有の災害対策事務を有しない課による他課又は他班の応援</p> <p>地震災害の場合は、多面的かつ膨大な対策を短期間のうちに集中的に講じなければならないことから、固有の災害対策事務を有しない課は他の課又は他部の応援を行い、県庁の全組織を挙げて災害応急対策の実施に当たる。</p>
	<p>(2) 地震直後の情報収集伝達</p> <p>① 航空隊による空中からの被害調査</p> <p>被害の概括的把握のため、地震発生後直ちに、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる空中からの被害状況の調査を行う。</p> <p>② 県防災行政無線の活用</p> <p>県及び市町、防災関係機関相互の災害情報の伝達には、主として県防災行政無線を利用する。</p> <p>地震発生後直ちに県防災行政無線設備の障害発生調査を行い通信不能局に対しては直ちに必要な復旧措置をとるとともに、衛星車載局を派遣して緊急通信の確保を図る。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>また、増大する通信量に対応し、優先通信衛星回線の確保、通信規制の実施、直通回線の設定等により迅速かつ円滑な情報伝達を確保する。</p> <p>③ ライフライン事業者等からの適時、的確な被害報告 被害状況及び応急対策実施状況等に関する情報の把握に努め遅滞なく県、市町及び関係機関に通報する。また、緊密な情報連絡のため、必要に応じて県及び市町災害対策本部に連絡員を派遣する。</p>
(3) 人命救助・消防・緊急交通路確保等の関連機関の連携	<p>① 自衛隊に対する災害派遣要請 知事は、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、陸上自衛隊第2混成団長に対し、自衛隊の派遣を要請する</p> <p>② 全国の緊急消防援助隊の派遣要請 市町長は、当該市町の消防力では対処できない場合は、「香川県消防相互応援協定」に基づき他の市町に対して応援を要請する。知事は、県内の消防力をもって対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣等応援を要請する。</p> <p>③ 県警広域緊急援助隊の派遣要請 県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処できない場合は、警察庁又は他都道府県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣等援助要請を行う。</p> <p>④ 緊急輸送路の指定 県は、警察と連携するとともに、建設省、本州四国連絡橋公団、日本道路公団、市町等の協力を得て、主要道路の被害状況復旧見込みなど緊急輸送計画の作成に必要な情報を把握する。 知事は、道路被害状況調査の結果に基づいて、あらかじめ指定している第1次・第2次・第3次輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者と協議して緊急輸送路を選定する。 県警察本部は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく区間又は区域による交通規制を実施し、緊急輸送路を確保する。また、被害状況等に応じて隣接県警察等と連絡調整のうえ、広域的な通行規制、県境での流入抑制要請などを実施する。</p> <p>日本道路公団、本州四国連絡橋公団は、必要に応じ、一般車両の流入制限を実施する。</p> <p>⑤ 緊急通行車両の確認 交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両使用者の申し出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、標識及び証明書を交付する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>⑥ 消防機関、自衛隊の措置命令、強制措置による緊急車両通行の確保</p> <p>通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは緊急車両の通行の確保並びに消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の移動等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。</p> <p>また、自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を行うことができる。</p> <p>⑦ 海上交通の確保</p> <p>県は、高松海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な情報収集を行い、拠点港・補完港の被害状況を把握し、緊急輸送路等の調整を行う。</p> <p>⑧ 航空輸送の確保</p> <p>高松空港事務所は、消防、救急救難等に従事する防災、消防警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、高松空港における他の航空機の離着陸の禁止又は制限を行い、空港周辺及び離着陸コース周辺において飛行制限措置を講ずる。また、場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について緊急対策措置を講ずる。</p> <p>県及び市町は、緊急物資等の輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。</p> <p>⑨ 輸送拠点の確保</p> <p>県及び市町は、被災地の隣接地等に警察と協議のうえ、物資の集積、選別、配送を行う輸送拠点を確保する。</p>
(4) 避難体制の確立	<p>① 避難場所、避難路の指定及び整備</p> <p>市町長は、避難場所、避難路の指定を行い、住民に周知するとともに、避難の時間短縮、安全性の向上等のため、誘導用標識板の設置、避難路の整備・確保等に努める。</p> <p>② 避難指示基準の策定及び避難勧告又は指示の周知徹底</p> <p>市町長は、地震災害の種別に応じて、あらかじめ避難の勧告又は指示を行う基準及びマニュアルを作成しておき、津波による浸水、山・崖崩れ、火災の拡大等が予想されるときは、これに基づき、住民、滞在者等に対し、同報無線、有線放送、CATV、広報車等により周知する。</p> <p>市長町は、必要に応じ、知事を通じ（事態が急迫している等の場合は直接）報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>③ 避難方法</p> <p>市町長は、住民の避難誘導に当たっては、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位で集団避難を行う。</p> <p>④ 避難所の開設及び運営</p> <p>市町長は、避難場所として学校、公民館等の既存の建物を応急的に整備して使用するものとし、避難所を開設したときは、速やかに被災者に周知し、誘導、保護する。</p> <p>避難所の運営にあたっては、警察官、自主防災組織、自治会防災ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた「避難所設置・運営計画」に基づき行うものとし、高齢者、身体障害者等災害弱者に配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図る。また、避難者の協力を得ながら、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の所在の把握に努めるとともに、障害者等への情報提供の確保に留意する。</p>
2. 被災者の生活対策	<p>(1) 食料、飲料水、生活必需品等の確保</p> <p>① 家庭における備蓄</p> <p>県民は、3日間程度の生活が維持できる緊急食料の確保・備蓄並びに飲料水の貯水や、可能な限り生活必需品の備蓄に努める。</p> <p>② 緊急食料の調達</p> <p>市町長は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達に努めるとともに、必要に応じ県に対し調達又は斡旋を要請する。</p> <p>県は、必要に応じ、又は市町長から要請があったときは、原則として、あらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達又は斡旋に努める。調達が困難な緊急食料については、食糧事務所等に調達又は斡旋を要請する。</p> <p>③ 飲料水及び給水資機材の確保</p> <p>県水道局は、小型給水タンク及び給水袋を備蓄する。</p> <p>市町は、給水タンク、ポリタンク、給水車、運搬車両、ろ水機等給水資機材の備蓄を行うとともに、貯水槽の設置等災害時の水源確保対策を講じておく。</p> <p>自主防災組織は、市町の指導の下に井戸等の水質検査を実施し、利用方法を検討しておくとともに、給水タンク、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等給水資機材を備蓄する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>④ 生活必需品の確保</p> <p>県は、地震災害時における生活必需品等の調達について、平時に関係業界等に協力を依頼しておき、市町長からの供給又は調達の斡旋の要請があった場合は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮の上、関係業界から調達し、市町に供給する。</p> <p>なお、県及び市町は、生活必需品の確保目標を検討の上、備蓄に努める。</p>
(2) 医療、環境衛生等の確保	<p>① 広域医療救護班、精神保健医療班の編成、派遣</p> <p>県は、市町の医療救護を応援・補完するため広域医療救護班について、県立病院をはじめとする公的病院による編成を取り決め、また、日赤県支部、四国地方医務支局、香川医大付属病院及び関係団体・機関と協議して編成の計画を定め、必要に応じて派遣又は派遣を要請する。</p> <p>県内の医療機能では十分でないときは、他県、国に対して医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>被災者の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、精神保健救護所を設置し、医師、保健婦等による精神保健救護班の編成及び医療救護を行う。</p> <p>② 応急救護所、救護病院、広域救護病院の指定</p> <p>市町は、医療救護班の編成、出動等に関する計画を定めるとともに、応急救護所においては対応できない重傷患者等に係る医療を確保するための後方病院として救護病院の設置についても計画を定める。市町医療救護計画に基づき、応急救護所を設置、救護病院に対して医療救護の実施を要請する。</p> <p>県は、救護病院を設置できない市町及び市町の救護病院で対応が不可能な患者等に対処するため、県立病院をはじめとした広域救護病院の設置等について計画を定め、県立病院は広域救護病院として医療救護活動を行うとともに、県はその他の広域救護病院に対して医療救護の実施を要請する。</p> <p>③ 医薬品及び医療資機材の備蓄・調達</p> <p>県は、医療救護班及び後方医療機関の行う医療活動実施のために必要とする医薬品及び医療資機材の確保について、備蓄又は流通在庫の調達及び供給方法等の計画を定める。</p> <p>また、県立病院、保健所及び公的医療機関における備蓄計画を策定し、関係機関に通知する。</p> <p>緊急時の救援活動に必要な標準備蓄医薬品及び医療資機材を選定し、市町に周知し、市町は、県の策定した計画に基づき備蓄及び調達計画を策定する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>在宅医療患者の使用する医療資機材の取扱業者及び取扱品目一覧表を作成し、緊急時に調達できる体制の確立を図る。</p> <p>県は、救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を県立病院、保健所等に備蓄する。県医薬品卸業協会県医薬品小売商業組合と供給協定を締結する。市町から医薬品等の供給要請を受けた場合は、県の保有する災害時用備蓄医薬品等を供給し、それでも不足する場合は近隣市町村に対し提供協力を要請する。</p> <p>市町は、救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を備蓄する。</p> <p>④ 重傷者等搬送</p> <p>重傷患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関の救急車によるものとするが、救急車の確保ができない場合及び緊急を要する場合は、ヘリコプターによる搬送を要請するほか、船舶等を借り上げ、海上搬送を行う。</p> <p>医薬品等の緊急輸送にヘリコプターが必要な場合は、自衛隊等関係機関に協力を要請する。</p> <p>⑤ 災害医療情報システムの整備</p> <p>被災地の医師等の不足、医薬品、医療器材の不足等の救護需要に対し、無線通信などを導入した震災に強い情報システムの整備、運用について計画を定める。</p> <p>⑥ 近県との医療救護に関する相互応援体制の確立</p> <p>県内の医療機能で対応ができない場合を想定して、あらかじめ近県との間で医療救護に関する相互応援協定を締結する。</p> <p>日赤県支部単独で対応できない場合に備え、あらかじめ近隣の支部による救護班の派遣、傷病者の受け入れ等の医療救護活動に関する支援体制の整備を行うとともに、発災時に機能的、効率的に機能するよう定期的な合同訓練と情報交換等を行う。</p> <p>⑦ 市町における防疫実施計画並びにし尿、ゴミ及び災害廃棄物の応急処理計画の作成</p> <p>防疫用薬剤及び資機材を各保健所、市町に備蓄する。</p> <p>市町は、防疫実施計画を定め、住民が行う防疫及び保健活動を指導する。</p> <p>市町は、し尿処理方法、し尿処分地の選定、収集運搬機材及び仮設便所の建設資材の確保等について「し尿処理計画」を作成し、住民に周知し、協力を求める。</p> <p>市町は、ごみ及び災害廃棄物の処理について県が定める「地</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
(3) 避難施設の整備及び応急仮設住宅等の確保	<p>震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針」に基づき、推定搬出量を定め、応急処理計画を作成する。</p> <p>① 避難場所における施設・設備等の整備及び避難生活に必要な物資の備蓄 市町長は、避難場所においては、食料、飲料水、非常用電源、炊き出し用具等避難生活に必要な物資の備蓄及び防火水槽、井戸、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備等の整備に努める。</p> <p>公共施設等の管理者は、重要度に応じて耐震診断を実施し、緊急性の高い箇所から耐震対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の防災上重要建築物（避難収容施設）としての県立学校、体育館等</li> <li>・市町長が避難所として応急的に整備して学校、公民館等の既存建物</li> </ul> <p>② 被災建物応急危険度判定制度の創設 県は、被災建築物の応急危険度判定を実施する技術者を確保するため、被災建築物危険度判定士認定制度を設け、応急危険度判定士の養成及び認定を行う。</p> <p>③ 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 県は、市町と協議のうえ適当な場所を応急仮設住宅の建設用地として選定し、建築業関係団体の協力を求めて建設し、入居者の選定については市町長に委任する。なお、入居者の選定にあたっては、高齢者、身体障害者等災害弱者に十分配慮するものとする。</p> <p>住宅の応急修理を行う場合、知事は、建築業関係団体の協力を求めて実施する。</p> <p>④ 建築相談窓口の設置 県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。</p>
(4) 災害弱者への対応	<p>① 高齢者、障害者等の避難誘導、安否確認、緊急入所措置等 高齢者、身体障害者等災害弱者に対し、避難の勧告又は指示が徹底するよう伝達手段、方法に十分留意する。</p> <p>避難誘導にあたっては、自主防災組織等の協力を得て、高齢者、身体障害者等災害弱者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会等の単位で集団避難する。</p> <p>市町は、地震災害発生後、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を利用するなどして、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努め、避難所への</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>移動、社会福祉施設への緊急受入れ等を行う。</p> <p>広報は、高齢者、身体障害者等災害弱者に十分配慮して行う</p> <p>② 障害者対策</p> <p>県及び市町は、障害者に対する対策として、文字放送テレビファクシミリ等障害者の状態に対応した情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣、車椅子、障害者用携帯便器等障害の状態に対応した機器や物資等の提供、ガイドヘルパー等障害者のニーズに応じたマンパワーの派遣等に留意しながら行う。</p> <p>③ 災害弱者の応急仮設住宅への優先入居</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定に当たっては、高齢者、身体障害者等災害弱者に十分配慮するものとする。</p>
3 ライフライン等の確保	(1) 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの確保
	<p>① ライフライン施設・設備の耐震強化の推進</p> <p>ライフライン施設、設備の耐震診断及び耐震化の計画的促進確保を図る。</p> <p>② 応急復旧用資機材等の備蓄及び災害対策要員の確保</p> <p>関連各社等は、災害復旧用資機材等の整備に努めるとともに社内での動員体制の確立を図る。工事関係業者等の協力を得てまた、必要に応じて広域的応援を求めて早期復旧に努める。</p> <p>③ 防災訓練の実施</p> <p>地震災害時の対策活動の中心的役割を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練の計画を作成し、繰り返し実施するほか、県及び市町が実施する総合防災訓練に参加、協力する。</p>
	(2) 車両、船舶等の緊急輸送手段の確保
	<p>① 関係業界への協力要請による車両、船舶等の確保</p> <p>四国運輸局を通じ、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者への緊急輸送を要請する。</p> <p>また、県有車両を活用するほか、県トラック協会、県バス協会、県離島航路事業協同組合、フェリー業者への協力要請により車両、船舶を確保する。</p> <p>② 自衛隊、海上保安部への支援要請による車両、船舶、航空機等の確保</p> <p>負傷者の搬送、医薬品・救護資機材、血液等の輸送に必要な場合、自衛隊、高松海上保安部等に対し、船艇、ヘリコプター等による搬送・輸送を要請する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>(3) 道路、港湾等の輸送経路の確保及び緊急時の交通規制計画</p> <p>① 緊急輸送路となる輸送確保路線並びに拠点港・補完港の指定 人命救助や生活物資、資機材等の広域的な緊急輸送を行うための緊急輸送路を確保するため、第1次輸送確保路線（広域的輸送に必要な主要幹線道路。21路線）、第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路。18路線）及び第3次輸送確保路線（第1次、第2次輸送確保路線を補完する道路。12路線）並びに拠点港（5港）及び補完港（5港）をあらかじめ指定し、平常時から耐震性の調査や補強等の整備を行うとともに、資機材確保等、早期復旧に必要な対策をあらかじめ講じておく。</p> <p>② 交通規制 県警察本部は、広域的な交通規制、迂回路の設定等の交通対策について、隣接県警察本部、道路管理者等関係機関と連携を図り、検討しておく。</p>
4 防災施設等の整備	<p>(1) 消防水利施設、通信施設等の整備</p> <p>① 消防水利施設の整備等 市町は、地震災害時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、消火栓のみに偏らない計画的な水利配置を行う。県は、指導及び必要な助成を行う。</p> <p>また、消防本部は、河川水、海水等の自然水利の活用や、学校のプール、事業所等が保有するプールなどの指定消防水利の効率的利用についても調査検討し、消防水利の確保に努める。</p> <p>② 消防力の強化 消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努める。県は、指導及び必要な助成を行う。</p> <p>市町は、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。</p> <p>③ 可搬型地球局の導入及び市町防災行政無線の整備促進 県防災行政無線の障害を未然に防止するため、各無線局の施設及び機器について年2回の定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により動作状態の把握及び調整、補修を行う。また、応急通信連絡手段として、可搬型地球局等の整備を推進する。</p> <p>同報系、移動系無線のいずれも未整備又は移動系のみの市町は、防災まちづくり事業や補助制度を活用して、早期に防災行政無線の整備に努める。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容	
	(2) 防災用資機材の整備	<p>① 防災用資機材の備蓄</p> <p>県は、大規模災害に必要とされる資機材（エアテント、発電機、投光器、無線機等）の整備に努め、市町の防災活動の支援体制を整備する。</p> <p>② 自主防災組織等における防災用資機材の整備促進</p> <p>県及び市町は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進するために必要な助成に努める。</p> <p>自主防災組織は、地域での防災活動に必要な初期消火用資機材、救助・救護用資機材及び訓練用資機材を小学校区単位等で備蓄する。</p>
5 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚	(1) 震災対策訓練の実施	<p>① 総合防災訓練の実施</p> <p>県及び市町は、震災対策計画の習熟並びに防災関係機関との連携強化、さらには県民の防災意識の高揚を図るため、自衛隊等防災関係機関の参加、協力を得るとともに、広く住民の参加を求め、学校や事業所等とも積極的に連携を図りながら、大震災を想定した総合防災訓練を毎年度実施する。</p> <p>また、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、広く住民の参加を求め、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練に積極的かつ主体的に参加するよう努める。</p> <p>② 自主防災組織等における防災訓練の実施</p> <p>自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため市町及び消防機関の指導の下、地域の事業所とも協調して、情報伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救急・救護訓練等を年1回以上組織的に実施するよう努める。</p>
	(2) 自主防災組織の育成強化	<p>① 自主防災組織の編成促進</p> <p>地震災害による被害を最小限にとどめるためには、国、県、市町及び防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要であり、市町は、既存の町内会、自治会等を活用して自主防災組織の編成、育成を積極的に推進する。</p> <p>② 防災センターにおける自主防災組織リーダー等研修の実施</p> <p>県及び市町は、防災センターの整備に努め、自主防災組織のリーダー研修、幼少年・婦人防火クラブ員や一般県民に対する防災知識の普及啓発を積極的に推進する。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
<b>6 広域的な応援体制の確立</b>	<p>(1) 国、自衛隊等との連絡体制及び連携の強化</p> <p>① 自衛隊への災害派遣要請 知事は、自衛隊への災害派遣要請にあたって、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。市町長は、特に緊急を要し、知事に要請することができない場合には、速やかに最寄りの自衛隊に通知する自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じると判断される場合は、市町長は知事に対し、知事は第2混成団長に対し状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供するとともに、災害派遣の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求める。また県は、派遣部隊と市町相互の連絡のため、派遣を受ける市町に連絡員を派遣する。</p> <p>② 平常時からの防災関連情報の交換 四国4県の「広域応援に関する協定」に基づき相互の防災に関する情報の共有化を図る。</p> <p>③ 指定行政機関等に対する災害応急措置の実施の要請 知事は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要があると認めるときは、必要とする理由、必要とする人員、車両装備等を明らかにして、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。</p> <p>④ 総合防災訓練の実施 県及び市町は、防災関係機関との連携強化を図るため、自衛隊等防災関係機関の参加、協力を得て、大地震を想定した総合防災訓練を実施する。</p>
	<p>(2) 近隣地方公共団体等との相互応援体制の確立及び公共的団体との連携</p> <p>① 四国4県等近隣府県との相互応援協定の締結 四国4県との「広域応援に関する協定」に基づき、相互の防災に関する必要な情報の共有化、広域応援の実施に必要な体制整備を図るほか、近隣のブロックとの広域応援協定の締結の推進に努める。</p> <p>② 香川県消防相互応援協定による相互応援 「香川県消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備等消防広域応援体制の強化を図る。</p> <p>③ 緊急消防援助隊 市町は、緊急消防援助隊に係る情報連絡体制、応援部隊の編成及びその運用体制の整備を推進するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を確立しておく。</p>

重 点 項 目	主 な 内 容
	<p>④ 県警広域緊急援助隊</p> <p>県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備に努めるとともに、広域緊急援助隊受け入れのための措置を講じておく。</p>
(3) ボランティアの受入体制の整備	<p>① 民間団体等の協力体制の確立</p> <p>県は、地震災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう日赤県支部、県社会福祉協議会、ボランティア団体の連絡調整を行う協力体制の確立に努める。</p> <p>日赤県支部は、平常時から防災ボランティアの登録を受け付けるとともに、必要な研修、訓練を行う。</p> <p>県社会福祉協議会は、地震災害時においては、市町社会福祉協議会及び関係団体等との連絡を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。また、災害時のボランティアの登録、コーディネーターの派遣、被災者ニーズの把握等、活動に必要な情報収集や連絡調整を行う。</p> <p>② 防災ボランティアの受入</p> <p>県、市町、日赤県支部は、防災ボランティアが迅速かつ効果的に活動できるよう、その役割について速やかに調整する。</p> <p>県は、県及び市町が必要とする防災ボランティアの人員及び業務等を把握し、日赤県支部に連絡し、日赤県支部からの出動申し入れを受け付け、県自ら又は市町と協議のうえその受入れを決定する。</p>

### 3.3 愛媛県

#### 3.3.1 計画の位置づけ

愛媛県地震防災計画は、災害対策基本法に基づき、愛媛県防災会議（会長：知事）が作成する愛媛県地域防災計画の別編であり、昭和63年度に作成した「愛媛県地域防災計画震災対策編」の全面改訂版として、今回、新たに作成したものである。

#### 3.3.2 計画作成の経緯

阪神・淡路大震災を踏まえ、本県震災対策の強化を図るため、平成7年2月、震災対策検討プロジェクトチームを設置し、強化すべき項目の具体的検討を行いながら、地域防災計画の見直し作業を進めてきた。

また、作業にあたっては、市町村の意見・要望調査を実施し、市町村の意向を計画に反映させるとともに、国の防災基本計画との整合性に重点を置くこととした。

#### 3.3.3 計画作成に当たっての基本方針

- (1) 阪神・淡路大震災の発生にかんがみ、震度6の地震を想定した現行計画を見直し、震度7に対応しうる計画を基本とする。
- (2) 国の防災基本計画との整合性を図りつつ、特に、本県震災対策の強化を図るうえで重要である。
  - 情報連絡・伝達体制の強化
  - 広域的な防災体制の確立
  - 被災時におけるライフライン及び交通通信の確保
  - 特殊土壌や原子力発電所立地など特殊事情への対応に留意する。
- (3) ボランティアの活用、災害弱者対策等の新たな課題についても、計画の中に位置づける。

#### 3.3.4 計画の主要な内容

##### (1) 重視すべき地震の設定（第1編第3章）

防災対策上重視すべき地震として、活断層、南海トラフ、並びに、伊予灘及び日向灘周辺（特定観測地域）を震源とする3タイプを規定したうえ、本計画の想定震度については、震度7を想定。

##### (1)-1 活断層

県内の主な活断層は、図-3に示す中央構造線に沿って分布する池田断層、石鎚断層、岡村断層、川上断層及び伊予断層があげられ、発掘調査によると岡村断層が5～8世紀頃に活動したと考えられているが、これらの活断層に起因する地震についての記録は残されていない。

本県の主な活断層の概要は、次のとおりである。

###### ア. 池田断層

徳島県加茂町付近から本県伊予三島市付近にかけての長さ約31kmの活断層  
(確実度I、活動度A)

###### イ. 石鎚断層

伊予三島市付近から西条市南方にかけての長さ約30kmの活断層  
(確実度I、活動度A)

###### ウ. 岡村断層

新居浜市南方から小松町西方にかけての長さ約20kmの活断層  
(確実度I、活動度A)

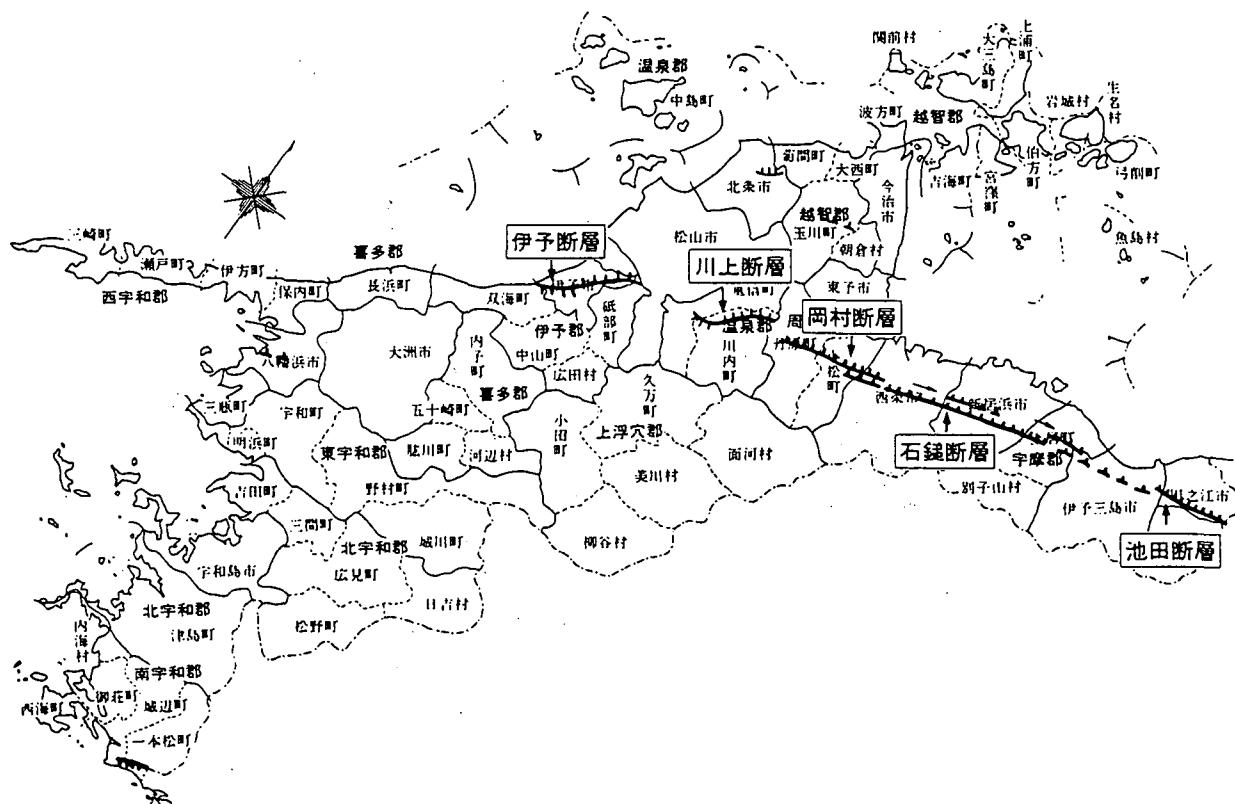
### エ. 川上断層

丹原町西南方から川内町西端にかけての長さ約18kmの活断層  
(確実度I、活動度A)

### オ. 伊予断層

砥部町から双海町下浜沖にかけての長さ約22km（海域部の10km含む）の活断層  
(確実度I、活動度A)

図3 県内の主な活断層図



### (1) - 2 南海トラフ

四国の南方海域には、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に潜り込んでいるプレート境界があり、「南海トラフ」と呼ばれている。

南海トラフは、図4に示すように駿河湾最奥部から遠州灘、紀伊半島沖、四国沖を経て宮崎県南東沖から琉球海溝に続く海底のやや幅の広い舟底状の地形である。

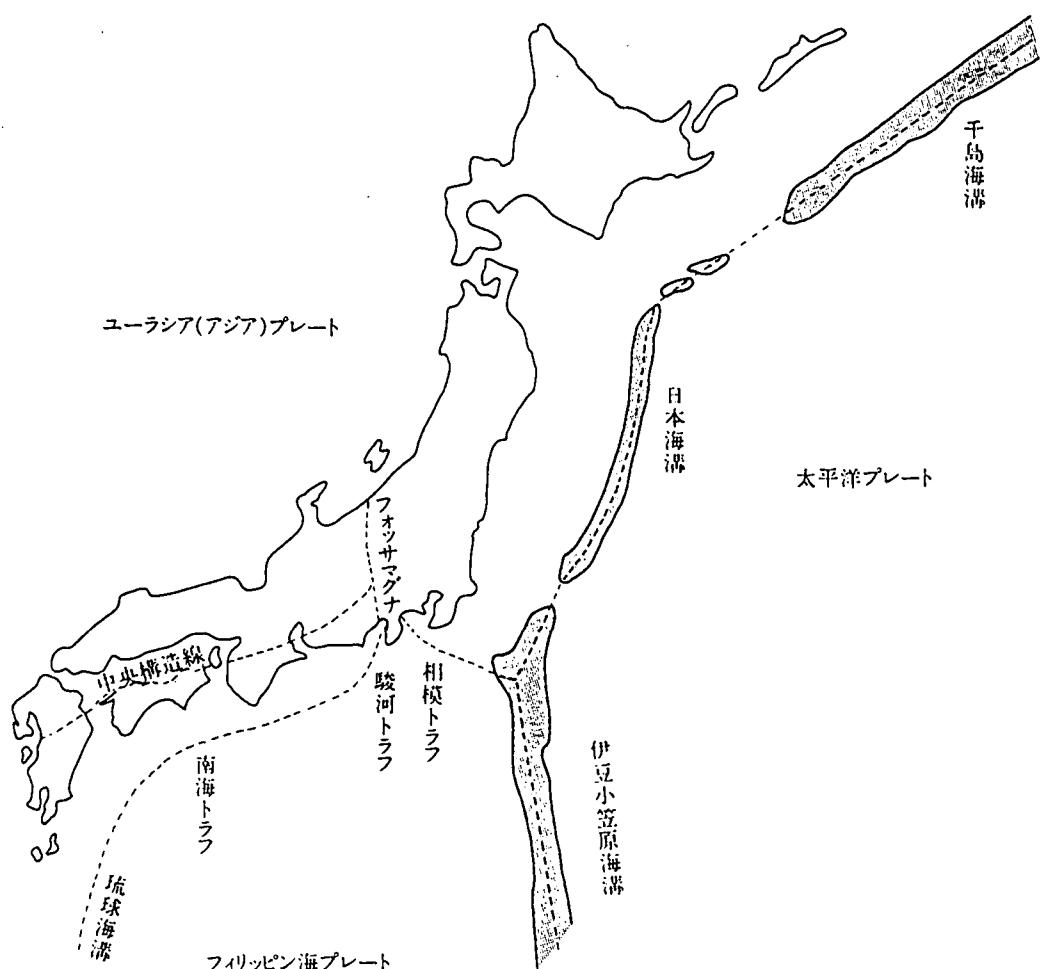
南海トラフでは、有史以来100～150年間隔で巨大地震が発生しており、南海地震と呼ばれている。

1946年の南海地震（M8.0）をはじめ、1854年の安政南海地震（M8.4）など、大規模の地震が発生しており、本県においては、昭和の南海地震で県下全域が震度4に、さらに安政南海地震では震度5～6に達したとされている。

また、南海地震は、南海トラフの東部域で発生する東南海地震と密接に関係しており、同時もしくは直後に起こるという性質を有している。

南海地震は、昭和の南海地震以来約50年を経過しており、本県の防災対策上重視しなければならない地震である。

図4 日本付近のプレート及びトラフの分布状況



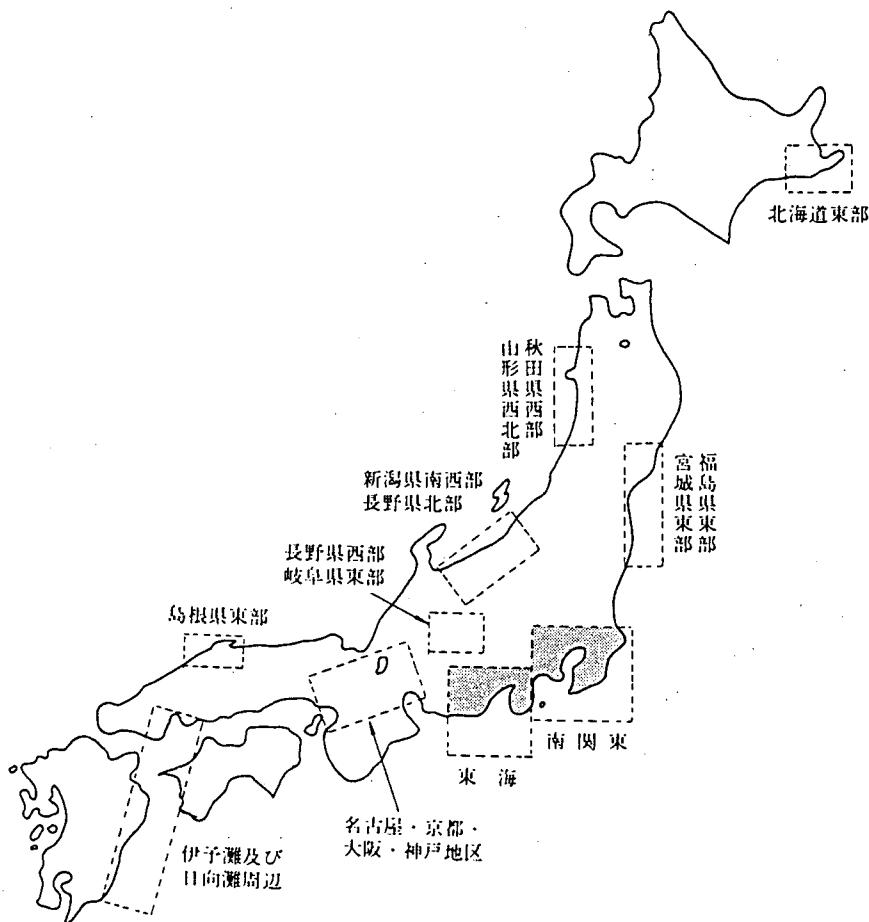
### (1) - 3 地震特定観測地域

地震予知連絡会は、近い将来、地震の起こる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域「特定観測地域」として選定し、各種の地震観測を集中高密度で行うなど、地震予知の実用化を図っている。

本県西南部は、特定観測地域のうち「伊予灘及び日向灘周辺」に位置しているが、この地域は、過去にマグニチュード7クラスの地震がしばしば発生していることや、地震活動が約30~40年周期で活発化する傾向があることが選定理由となっている。

本県の防災対策上、この地域を震源とする地震を重視しなければならない。

図5 観測強化地域及び特定観測地域



## 凡例



地震特定観測地域

- ア 過去に大地震があって、最近大地震が起きていない地域
  - イ 活構造地域
  - ウ 最近地殻活動の活発な地域
  - エ 社会的に重要な地域
- のうち、2以上を満たす地域



観測強化地域

特定観測地域のうち、何らかの異常が発見されたため、更に観測を強化して異常を確かめる地域

## (1) - 4 地震想定

本県の防災対策上重視しなければならない地震想定としては、中央構造線に沿って分布する活断層を発生源とする地震、南海トラフを震源とする地震並びに伊予灘及び日向灘周辺を震源とする地震の3タイプが考えられるが、震源による被害の形態は、タイプにより大きな差異が生ずると推定される。

また、地震の規模は、既往地震等のデータからは震度5～6と推定されるが、的確な予知、予測は困難である。

本計画では、これらの地震発生条件の中で最も過酷な被害を伴うと思われる活断層を発生源とする地震を基本に、南海地震等による津波被害を加えた被害形態とし、震度については、1995年1月17日発生の兵庫県南部地震を踏まえ、震度7を想定する。

また、その他の想定についても、最も過酷な条件とし、全体的な地震想定を次のとおりとする。

ア.	タ	イ	プ	直下型
イ.	震	度	7	
ウ.	季	節	冬	期
エ.	時	刻	夕食時	
オ.	風	速	毎秒3メートル	

## (2) 情報連絡・伝達体制の強化

### ① 防災システムの高度化（第2編第16章、第3編第2章）

「防災システムの高度化対策」として特に、以下の3項目を位置づけたほか、災害発生時ににおける処理すべき情報の種類、収集・伝達方法等を具体化。

#### ア 衛星系防災行政無線施設の整備

通信衛星を利用した衛星系防災行政無線の早期整備による多ルート化の推進

#### イ 航空消防防災体制の整備

消防防災ヘリコプターの導入、ヘリコプターテレビ電送システムの整備、防災航空隊の編成等による災害予防、災害応急、救急救助等の各種消防防災活動の実施

#### ウ 地震津波初動体制確立システムの整備

- ・「地震津波・職員参集装置」の整備の推進
- ・「震度情報ネットワーク」の整備の推進

### ② 職員動員体制（第3編第1章）

地震発生時の職員動員体制を次のとおり震度階級ごとに明示し、参集基準を具体化。

- ・震度3又は津波注意報……警戒体制（交通消防課8名、連絡員16名、各地方局県民生活課3名）
- ・震度4……………特別警戒体制（概ね1／3の職員）
- ・震度5又は津波警報…………非常体制（概ね2／3の職員）
- ・震度6以上……………特別非常体制（全職員）

## (3) 広域的な防災体制の確立

### ① 広域応援体制（第2編第10章、第3編第10章）

大規模地震発生時の円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ次の体制を整えておくことを規定したほか、実際の災害発生時において、協定等に基づき各機関が行う応援要請、応援出動の方法、内容等を明示。

#### ア 全県的な消防相互応援体制の整備

県内全市町村と消防機関の間での「愛媛県消防広域相互応援協定」の締結による大規模地震発生時等における消火、救急、救助の応援活動の実施

#### イ 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町村間における消防以外の分野についての防災広域応援協定の締結促進

#### ウ 他県との広域応援体制の整備

四国及び中四国各県等との大規模災害時の広域応援に関する協定の締結の推進

#### エ 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援を行うための本県緊急消防援助隊の編成

#### オ 広域緊急救援隊の編成

### 大規模災害発生時の災害警察活動にあたる県警察広域緊急援助隊の編成

#### ② 避難対策（第2編第8章、第3編第4章）

市町村が指定する避難所、避難路の具体的基準を明らかにし、市町村が避難計画を作成しやすいようにするとともに、避難方法や避難所設置にあたっての留意点等を記述。

#### ③ 食料、生活必需品等の備蓄（第2編第8章）

県及び市町村の公的備蓄を義務づけるとともに、県民における個人備蓄の推進等を併せて規定し、県全体の備蓄体制の強化を図るよう配慮。

#### ④ ボランティア対策（第2編第3章、第3編第10章）

平常時においてボランティアの登録、育成等の体制整備を図るほか、災害発生時においては、活動の総合調整を行う「ボランティア活動調整班」を県が中心となって設置する旨を記述。

#### ⑤ 災害弱者対策（第2編第9章、第3編第9章）

高齢者、障害者等の災害弱者に対し、県、市町村等が行う具体的な援助対策や救助活動内容を明確化。

#### ⑥ 医療救護体制（第2編第8章、第3編第8章）

救護班の医療で対応できない場合の広域的な後方医療体制として、拠点病院（二次医療圏ごとに1箇所）、広域救護病院（東予・中予・南予の各救命救急センター）、基幹拠点病院（県内1箇所）を新たに位置づけ、整備する旨明記。

また、医師会等との間で救護班派遣に係る協定締結を図ることを規定。

### （4） ライフライン及び交通通信の確保

#### ① ライフライン（第2編第12章、第3編第12章）

水道施設、下水道施設、工業用水道施設、電力施設、ガス施設、電信電話施設の各ライフラインについて、施設ごとに耐震対策及び確保対策を具体的に記述。

#### ② 交通関係公共土木施設（第2編第13章、第3編第13章）

道路施設、港湾施設、漁港施設、空港施設、鉄道施設の各交通関係施設について、施設ごとに耐震対策及び確保対策を規定。

また、新たに「緊急輸送路」を中心とした緊急輸送ネットワークの形成を追加。

#### ③ 通信放送施設（第2編第11章、第3編第11章）

通信施設（県・市町村防災行政無線、警察無線、郵便施設）、放送施設（テレビ・ラジオ放送機関6社）の各施設ごとの耐震対策及び確保対策を明記。

### （5） 特殊土壤や原子力発電所立地など特殊事情への対応

#### ① 地盤災害予防対策（第2編第7章）

脆弱な地質、液状化問題等に対処するため、地すべり等防止施設の整備、山崩れ・崖崩れ防止対策の推進、液状化対策の推進を記述。

#### ② 原子力発電施設の耐震対策及び安全確保対策（第2編第14章、第3編第14章）

伊方発電所の耐震対策基本方針、耐震設計内容、地震検知体制、各機関における安全確認の実施等を規定。

### 3.3.5 災害対策本部

知事は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合においてその対策を総合的かつ迅速に行うため、必要と認めるときは、災害対策基本法及び愛媛県災害対策本部条例並びに愛媛県災害対策本部要綱に定めるところにより、直ちに県災害対策本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

#### (1) 設置及び廃止基準

##### ア 設置基準

県内に震度5以上の地震が発生した場合、これ以下の地震であっても災害が発生した場合、又は津波警報が発表された場合

##### イ 廃止基準

- (ア) 予想される災害の発生がないとき
- (イ) 災害応急対策措置が完了したとき

#### (2) 災害対策本部会議の開催

本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

災害対策本部会議の開催場所は、県庁第1別館11階大会議室とするが、庁舎の被災状況に応じて、第2別館6階会議室、本館4階正庁、松山地方局庁舎内の順に代替場所を選定する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

中長期的には、本庁舎損壊時においても災害対策本部の指揮命令機能を十分に確保できるよう新たな防災拠点施設の整備を検討するものとする。

#### (3) 配備体制

災害対策本部を設置した場合の職員の配備は、緊急配備体制における非常体制又は特別非常体制の配備基準によるものとする。

本部長である知事が事故や不在時等の非常時には、副知事、出納長、公営企業管理者、生活文化部長、生活文化部次長、交通消防課長の順で災害対策本部の設置を命令し、又は、指揮をとるものとする。

#### (4) 現地災害対策本部の設置

大規模地震により災害が発生し、本部長が、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

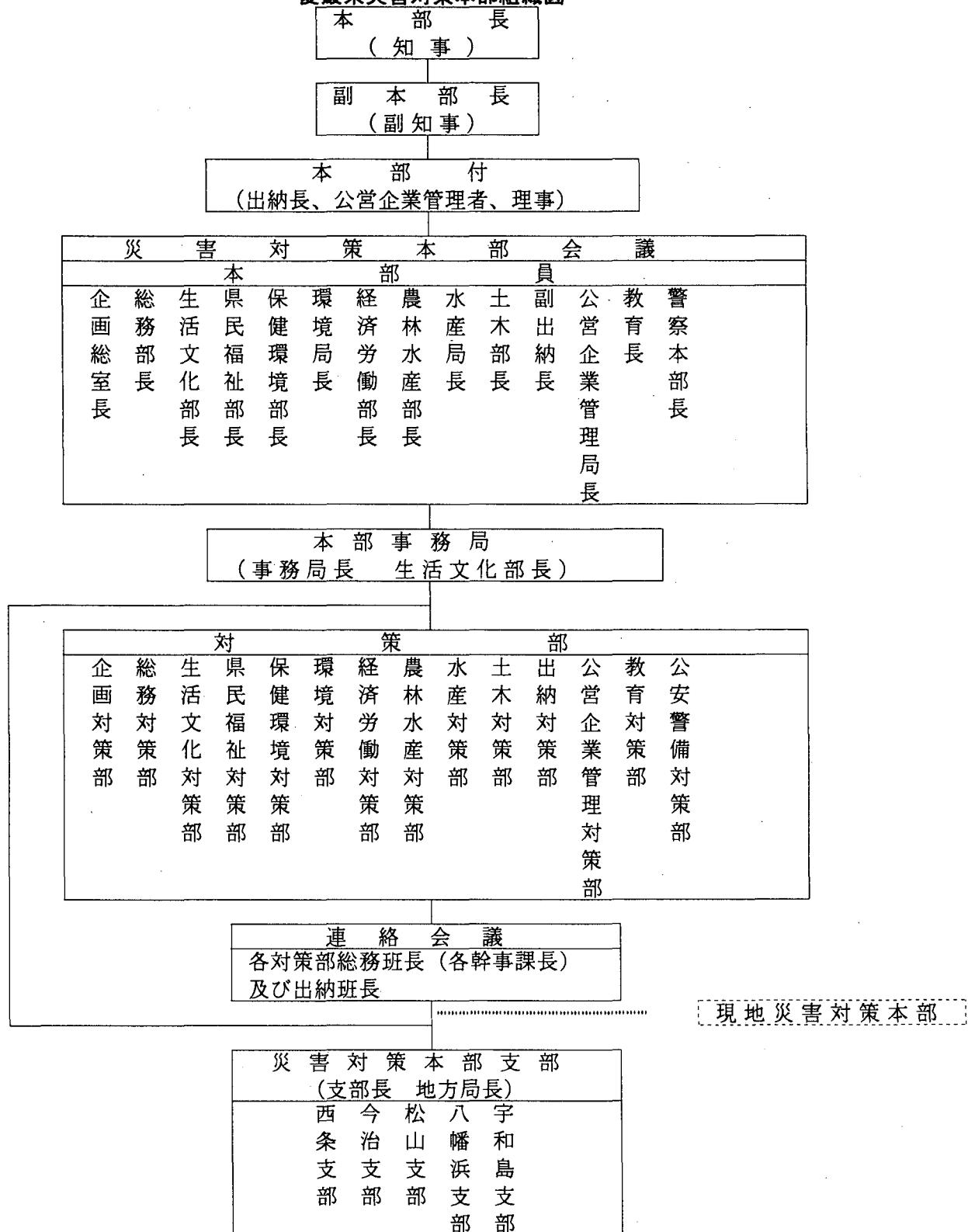
現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

#### (5) 支部の設置

各地方局長は、管内に震度5以上の地震が発生した場合、これ以下の地震であっても災害が発生した場合、又は津波警報が発表された場合は、直ちに支部を設置する。

支部長である地方局長が事故や不在時等の非常時には、総務福祉部長、県民生活課長の順で支部の設置を命令し、又は指揮をとるものとする。

## 愛媛県災害対策本部組織図



### 3.4 高知県

#### 3.4.1 国の防災基本計画の改定

災害対策基本法の規定に基づき、昭和38年6月に国の防災基本計画が策定されているところですが、昨年1月に発生した阪神大震災を契機に、平成7年7月の国の中防災会議において、防災基本計画について32年ぶりに抜本改定が行われ、これを受け各省庁等における防災業務計画の見直しや、新たな地震関連の法律が制定されております。

#### 3.4.2 県の地域防災計画（震災対策編）の改定

高知県地域防災計画（震災対策編）については、平成6年10月に策定しているところですが、国の防災基本計画の抜本改定を受けまして、各県の地域防災計画の見直しの推進が求められ、本県の地震、津波対策の強化を図るため、平成7年12月の高知県防災会議幹事会での調整、国との下協議を経まして、ここに高知県地域防災計画（震災対策編）の改定を行った。

##### （1）改定をするポイント

###### ア 内容の改定

(ア) 国の防災基本計画の改定の趣旨を踏まえ、従来の県の地域防災計画では不十分又は新たな課題となった項目等について改定をし、国の防災基本計画等との整合性を図る。

(イ) できる限り具体的かつ実践的な計画とする。

###### イ 形式の整理

従来の県の地域防災計画では、平面的に羅列されていたものを項目ごとに整理をして、体系的にわかりやすくする。

##### （2）全体構成

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 災害応急対策

第4編 津波対策

##### （3）改定する主な内容

県の地域防災計画（震災対策編）では、従来の災害予防、災害応急対策に加えて、災害復旧・復興対策及び津波対策についても新たに規定するとともに、初動体制の確立、地域への救援対策、広域応援要請、緊急輸送体制の整備等や防災意識の高揚を図るための防災知識の普及、自主防災組織の育成、ボランティア活動の環境整備等はほとんどすべての項目について見直しを行い、新たな追加や内容の充実を図ったところです。

#### 3.4.3 改定の内容及び主旨

##### （1）第1編 総則

###### 計画の性格（第1章第2節）

高知県地域防災計画は災害対策基本法に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県、市町村及び防災関係機関が取るべき地震、津波にかかる災害対策の基本的事項を定めるものであり、この計画に基づき各機関は細部計画を定め、その具体的推進を図る。

###### 被害想定（第3章）

歴史的に何度も発生し、本県に甚大な被害を与えてきた南海トラフを震源とするタイプの地震を想定する。

#### 想定地震

震 源： 南海トラフ上  
 規 模： マグニチュード8クラス  
 発震時刻： 冬の夕方  
 気象条件： 降雨や降雪はなく、風速は秒速9m

#### 被害予測

##### (1) 物的(木造家屋)被害予測結果

(単位：棟)

広域圏名	木造棟数	振動		火災	津波	斜面崩壊		合計
		全壊	半壊	焼失	流失	全壊	半壊	
安芸広域圏	42,886	113	5,906	320	525	447	476	7,787
高知中央広域圏	179,635	3,495	13,135	3,170	0	187	200	20,187
仁淀川広域圏	50,655	1,435	4,696	3,301	0	113	120	9,665
嶺北広域圏	-	-	-	-	-	-	-	-
高吾北広域圏	11,035	61	203	209	0	15	16	504
高幡広域圏	63,652	1,378	3,008	16	11	740	788	5,941
幡多広域圏	81,886	3,086	8,005	344	1,290	1,523	1,620	15,868
合 計	429,749	9,568	34,953	7,360	1,826	3,025	3,220	59,952

##### (2) 人的被害予測結果

(単位：人)

広域圏名	人口	振動・震災・津波		斜面崩壊		合計	
		死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
安芸広域圏	72,572	97	339	77	179	174	578
高知中央広域圏	424,362	325	1,937	32	75	357	2,012
仁淀川広域圏	77,105	198	1,176	20	44	218	1,220
嶺北広域圏	-	-	-	-	-	-	-
高吾北広域圏	15,591	11	52	3	6	14	58
高幡広域圏	77,234	46	190	127	297	173	487
幡多広域圏	113,066	247	1,410	260	609	507	2,019
合 計	779,930	924	5,164	519	1,210	1,443	6,374

#### 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱（第4章1節、第2節）

地震、津波災害から県民を保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体・防災上重要な施設の管理者の取るべき責務と処理すべき業務について規定する。

#### (2) 第2編 災害予防対策

##### 防災知識の普及（第1章第2節）

防災の基本は「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、県民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時にとるべき行動、非常備蓄棟の推進、防災広報や防災訓練を通じて普及に努める。

#### 防災訓練の実施（第1章第3節）

災害応急対策に万全を期するため、県、市長村、防災関係機関及び地域住民等が連携をした実践的な防災訓練を実施し、防災応急体制の確立と防災意識の高揚を図るとともに、訓練後に自ら評価を行う。

#### 自主防災組織の育成（第1章第4節）

災害時における災害応急活動については、地域住民の相互協力と連帯感に基づく自主的な防災組織を育成、強化する必要があり、活動の拠点となる施設の整備、組織の核となるリーダーの研修の実施や企業の防災活動を促進する。

#### ボランティア活動の環境整備（第1章第5節）

大規模災害時等における救護活動を行うボランティアについて、平常時から登録、把握しておくとともに、活動拠点の確保、資機材等の提供等やリーダー、コーディネーターの育成を行い、発災時のボランティア受入れの調整、運用の体制を確立する。

#### 建築物災害予防対策（第2章第4節）

災害時に情報伝達、避難誘導救助等の防災業務の中心となる公共建築物及び一般建築物の所有者又は建築関係団体に対し、耐震性の向上、不燃化促進のため講じるべき措置、飛散、落下、倒壊等の防止のため点検、補修、補強について指導をする。

#### 公共施設の災害予防対策（第2章第6節）

県民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないもので、地震発生時の緊急救援を要する公共土木施設及びライフラインの具体的対策を規定する。

#### 公共土木施設等の耐震対策

道路施設対策

海岸保全施設対策

河川管理施設対策

砂防管理施設対策

港湾施設対策

漁港施設対策

空港施設対策

鉄道施設対策

農業用施設対策

林道・治山施設対策

建造物施設対策

都市公園施設対策

都市基盤施設対策

ダム施設対策  
廃棄物処理施設対策  
ライフラインの耐震対策  
水道施設対策  
下水道施設対策  
工業用水道施設対策  
電力施設対策  
ガス施設対策  
通信電話施設対策

#### 避難収容対策（第2章第8節）

住民が災害から一時的、緊急的に避難する一時場所、緊急避難者等を応急的に収容避難させる施設及び広域避難場所の選定、その指定基準及び避難道路の確保、標識の設置等を行い、あらかじめ地域住民への周知徹底に努めるとともに、健全な住生活のための応急仮説住宅の調達・供給体制を整備しておく。

#### 防災活動体制の整備（第2章第9節）

##### 職員の体制

災害応急体制のための職員の非常参集体制の整備を図るため、参謀基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等を検討するとともに、職員の動員が困難な場合を想定した訓練の実施、災害応急活動のためのマニュアル等の作成、他の機関との連携等について徹底を図る。

##### 防災関係機関相互の連携

災害発生時には、各防災関係機関相互の連携が重要であり、平常時から連携強化に努めるものとし、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制、水、食料、生活必需品等の調達等の応援態勢の充実に努める。

##### 自衛隊との連携

県、市町村と自衛隊は、相互に計画の調整、適切な協力関係についてあらかじめ定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るとともに、自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等をとりまとめておく。

##### 防災中枢機能等の確保、充実

災害時に防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備や、災害時に地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

#### 災害弱者対策（第2章第10節）

高齢者、障害者等の災害弱者への防災知識の普及、災害時等の情報提供、避難誘導、救護・救済等におけるきめ細やかな対応や避難場所における施設等の整備、社会福祉施設の安全性の確保、地域における支援体制づくりに努める。

### (3) 第3編 災害応急対策

#### 活動体制の確立（第1章第1節）

県の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがあり、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるとき、災害対策本部の設置、その組織、設置基準と所掌事務、発災時における配備体制並びに動員体制等の活動体制を明確にするとともに、市町村や防災関係機関についても、迅速な初動体制がとられるよう必要な活動体制を整備しておく。

#### 震災時における職員の配備体制

配備体制	配 備 基 準	動 員 体 制
震災第一配備 (警戒体制)	「15区津波注意」の津波注意報が発表されたとき	<input type="radio"/> 消防交通安全課の職員 <input type="radio"/> 災害関係課の職員(あらかじめ定めた職員)
震災第二配備 (厳重警戒、災対本部設置)	1 県内に震度4以上の地震が発生したとき	<input type="radio"/> 消防交通安全課の職員 <input type="radio"/> 災害対策本部事務局の職員等

	2 「15区津波」の津波警報が発表されたとき	<input type="radio"/> 消防交通安全課全職員 <input type="radio"/> 災害対策本部設置時の本部連絡員及び各課連絡員全員等
震災第三配備 (災害対策本部設置)	1 県内に震度5強以上の地震が発生したとき	<input type="radio"/> 県職員全員
	2 「15区大津波」の津波警報が発表されたとき	<input type="radio"/> 本庁の職員全員 <input type="radio"/> 所管区域に海岸を有する出先機関の職員全員

#### 情報の収集・伝達（第1章第2節）

地震及び津波に関する情報を迅速に市町村、防災関係機関等へ伝達するためルート、情報が確実に伝達されるための通知形式等を明確にし、又発災直後の被害情報の早期収集と応急活動や応援の必要性の連絡、被害状況等について国へ報告する。

#### 応援要請（第1章第4節）

地震等の災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があるときは、自衛隊の要請や四国及び中国地方等とあらかじめ締結した広域応援協定等に基づく応援を要請するとともに、県警察本部及び市町村等の活動についても必要な広域応援の要請措置の体制をとる。

## 災害拡大防止活動（第1章第7節）

### 消防活動

地震災害による火災の拡大を防止するため、地域住民及び消防機関は迅速に消防活動を実施するとともに、火災が著しく拡大し、当該能力では火災の鎮圧が困難な場合には、高知県内広域消防相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

### 水防活動

大規模な地震が発生し、津波が来襲する恐れがある場合は、河川、海岸の管理者又は水門管理者は直ちに管轄区域の監視、警戒や門扉の開閉を行う。

又、洪水の発生の恐れがあるときは、直ちに管理施設を巡回、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、水門等の門扉の開閉を行う。

### 人命救助活動

地震等による倒壊家屋の下敷きになる等の被災者の救助活動は、原則として市町村が行い県、県警察、自衛隊等は救出活動に協力するものとし、又、救出活動に必要な市機材は、救助活動を実施する機関が携行する。

### 被災建築物等に対する応急危険度判定

被災建築物の余震による建物の倒壊、部材等の落下等から二次災害を防止するため、被災した建築物等の安全であるかの判定について、建築関係団体等の応急危険度判定士等の協力を得て実施する。

### 緊急輸送活動（第1章第8節）

被災者の救助・救急活動や避難者への緊急物資の供給、災害応急対策の円滑な実施のため、陸・海・空のあらゆる手段を活用して、緊急輸送を実施するとともに、優先すべき緊急輸送対象、輸送手段に応じた緊急輸送のための措置を講じる。

### 交通確保対策（第1章第9節）

緊急交通路を確保するため、通行可能な道路や交通状況を把握するとともに、公安委員会による交通規制、派遣を命ぜられた自衛官、消防史員による措置や緊急通行車両の確認手続き、道路管理者による障害物の除去等の応急措置を講じる。

### 地域への救援活動（第1章第11節、第12節）

被災者の日常生活の維持に支障をきたす飲料水、食料等の調達等やライフライン施設の応急対策を図り、被災地域への救援活動を行うとともに、これらが確保できないときには、応援を要請するものとする。

### 日常生活への救援対策

飲料水の確保、調達

食料の調達、供給

生活必需品の調達、供給

- 物価の安定等
- 医療・助産
- 防疫・保険衛生
- 廃棄物処理
- 遺体の処理等
- 犬・猫・特定動物等の保護及び管理
- 応急仮設住宅等

#### ライフラインの応急対策

- 電力施設
- ガス施設
- 通信施設

### (4) 第4編 災害復旧・復興対策

#### 災害復旧対策（第1章第1節、第2節）

被害の状況、地域の特性等を勘案し、復旧・復興の基本方向を決定するとともに、被災施設の被災施設の復旧に当たっては、物資、資材等の調達による迅速かつ円滑な現状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとし、がれきの処理については、計画的な処分方法を確立し、円滑かつ適正に行うものとする。

#### 復興計画（第2章第1節、第2節、第3節）

大規模な災害により地域が壊滅し、被災地域の可及的速やかな再建を行うため、復興計画を作成し、計画的に復興を進め、災害に強いまちづくりを実施するとともに、被災者等の自立的生活再建等の支援、被災中小企業の自立的復興その他経済復興の支援をする。

### (5) 第5編 津波対策

#### 災害予防対策（第1章）

本県のおかれた地形的時特性、過去の記録からも、県民の津波に対する関心は非常に高く、地震対策としての災害予防、応急対策と相まって、津波被害の防止の事業等や防潮水門等の操作、潮位観測の実施、迅速な津波情報の伝達体制、避難行動の啓発や津波予想地域の指定等により、津波災害に対して万全を期する。

#### 津波対策への取り組み

- 津波警報等の情報伝達体制の整備
- 津波警戒の意識啓発
- 津波からの避難対策

#### 災害応急対策（第2章）

津波警報発令後の対策として、津波警報等をあらゆる手段をもって迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等に海浜等からの避難勧告、指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うとともに、津波被害から住民を守るため、監視人の安全を確保できる場所での海面監視を開始する。

#### 災害発生直前の対策

## 海面監視

### 3.4.4 今後の市町村地域防災計画の改定等

国の防災基本計画の抜本改定及び災害対策基本法の改正等を踏まえ、引き続き高知県地域防災計画（一般対策編）の見直しを行うとともに、新たに策定する「地震防災緊急事情五箇年計画」とも関連するため、早期に市町村地域防災計画の改定について並行的に指導を行い、県、市町村一体となった防災に関する体制の整備を進めることにしております。

## 4. 住宅・社会資本整備上の留意点

95年2月より土木学会誌に掲載された阪神・淡路大震災特集シリーズ（「速報」、「復旧ワンポイント・リポート」、「震災フォーラム」、「委員会レビュー」）において掲載された記事の一覧表及び、昨年度のとりまとめ（96年2月）以降に掲載された記事、また震災関連のパンフレット等から、主なものについて概要を取りまとめた。

### 4.1 土木学会誌掲載記事一覧

#### 速報

標題	著者	号頁
兵庫県南部地震被害状況報告	土木学会誌編集委員会	1995年2月 前付
阪神・淡路大震災・緊急報告会開催される	第一次および第二次土木学会・兵庫県南部地震調査団	3月 2
阪神・淡路大震災に思う	岡本舜三	4月 2
兵庫県南部地震による港湾施設等の被害	上部達生	4月 6
コンクリート橋脚の被害の特徴	岡村宏甫 前川雅博 小澤一雅	4月 11
阪神・淡路大震災復興に向けての緊急提言	黒川洸	5月 2
阪神・淡路大震災第二次報告会開催される	第三次および第四次土木学会・阪神・淡路大震災調査団	6月 32
ケーソン式岸壁の被害の特徴 地震動と被害特性	井合進 高田至郎 沖李騰 高田孝雁	6月 46 6月 50
震災後の交通システム機能障害－需要と供給のミスマッチ－	富田安夫 林原	6月 58
兵庫県南部地震の地質学的特性－横ずれ断層系の活動－	藤田和夫	7月 44
土質特性と地盤の挙動	石原研而 安原田健二	7月 50
鋼橋の被害と耐震性	渡邊英義 前川義男 杉北邦雄	7月 54
阪神・淡路大震災が意味するもの－災害文化の埋没／都市災害の複合構造－	龟田弘行	8月 40
運輸・交通システムの信頼性	黒田勝彦	8月 46
災害廃棄物と震災	内藤幸穂	8月 50

兵庫県南部地震の震源特性と地盤震動特性	岐藤尻田 土後江澤	憲洋謙純 三三嗣男	9月 32
交通施設の被災の経済的影響	稻村 油津田	肇介樹男	9月 44
大阪湾フェニックス事業の阪神・淡路大震災での役割	谷島尾 進茂幸	11月 30	
鉄道高架橋柱の鋼板補強による復旧	小佐山藤 山藤則勉	1996年6月 39	

#### 復旧ワンポイント・リポート

標題	著者	号頁
No. 1 阪神・淡路大震災の「復旧」から「復興」へ	松岡義幸	1995年7月 63
No. 2 「新生阪急」をめざして	柿庄浩健 一介	8月 55
No. 3 神戸市営地下鉄の震災復旧	佐俣千載	9月 52
阪神本線石屋川駅付近の復旧について	鈴鹿隆英	9月 54
No. 4 神戸新交通の運転再開をめざして	白川就啓	10月 44
電気通信用トンネルの復旧	鎌中川敏祐 正司	11月 44
No. 5 安全な道路の早期復旧に向けて－阪神高速道路－	林本島秀靖 侃文	11月 46
No. 6 神戸市内の電源の復旧をめざして	寺田昌史 二	12月 44
No. 7 耐震性を高める淀川堤防の復旧	白井田祥富 夫夫	1996年1月 50
神戸港コンテナ岸壁の復旧工事	尾原義典	1月 52

標題	著者	号頁
No. 8 仁川百合野町における地すべりの復旧	釜谷正博	2月 52
ガス管内の水・土砂の排除	岡 正治郎	2月 54
No. 9 国道 43 号岩屋高架橋の復旧について	山下良男	3月 52
神戸市における道路の復旧状況	田中 稔	3月 54
No. 10 阪神水道の災害復旧事業	三島和男	4月 54
No. 11 JH 高速道路橋の被害と復旧	中薗明弘	5月 66
処理場主要構造物の復旧計画 - 東灘処理場 -	竹中恭三	5月 68

## 震災フォーラム

標題	著者	号頁
No. 1 「地震動」 衝撃的突き上げの RC 橋脚への影響	小野 紘一	1995年 11月 37
見逃されている衝撃的地震動	泉 博允	11月 38
地震動のどのような性質が構造物をひどく壊したのか	伯野 元彦	11月 38
傾斜基盤に起因した地震動の増幅・位相特性 - バンブ現象	竹宮 宏和	11月 39
兵庫県南部地震と関東地震の地震動強さ	武村 雅之	11月 40
強震動予測手法について	香川 敬生	11月 41
地震動特性の推定で考慮すべき 2 つの問題	安中 正	11月 42
設計入力地震動作成の基本原則について	東原 紘道	11月 43
耐震設計の枠組を変える必要がある	後藤 洋三	11月 43
No. 2 「液状化」 神戸の埋立土は液体のようになつたのだろうか	森田 悠紀雄	12月 33
地盤変状は液状化だったのか?	三宅 達夫	12月 34
ポートアイランドの液状化	小野 諭	12月 35
噴砂についての一考察	高橋 嘉樹	12月 35
上下動は液状化に影響しないのか	伯野 元彦	12月 36
地盤の液状化が考えさせたもの	田中 泰雄	12月 37
液状化に関する設計法について - 液状化現場を見て -	角南 進	12月 37
液状化対策と地震動	吉田 望	12月 38
兵庫県南部地震による液状化について	岡 二三生	12月 39
側方流動に関する研究促進の必要性	濱田 政則	12月 40
液状化に伴う地盤の流動について	安田 進	12月 40
地震後も長く持続する液状化現象	浅岡 顯	12月 41
液状化との共存	東畑 郁生	12月 42
No. 3 「ライフライン」 ライフラインの地震被害を断層地形から想定する	横山 正義	1996年 1月 38
しなやかで強靭なライフラインをめざして	亀田 弘行	1月 39

標題	著者	号頁
0.8 G に耐えればよいのか	当麻純一	1月 39
安全で快適な生活供給システムのための根本的な視点	大野春雄	1月 40
ガス導管耐震性強化の合理的指針の確立を	西尾宣明	1月 41
ライフラインの基礎耐震化システムの検討	小出崇	1月 41
システムの早期回復は現場技術者の技巧にかかっている	高田至郎	1月 42
10 km に 1 カ所以上の被害が、上水道の機能を左右する	川上英二	1月 42
水道施設の耐震化対策と消防水利の確保	小林三樹	1月 43
上下水道では流域単位での水質水量管理体系が必要	楠田哲也	1月 44
下水道の耐震化について	水谷潤太郎	1月 44
震災に強い都市をめざして - 現場からの提言 -	古川正明	1月 45
情報系ライフラインのあり方	吉村優治	1月 46
相互連関とインテリジェント防災	野田茂	1月 46
ライフライン被害と灾害連鎖	能島暢呂	1月 47
No. 4 「運輸・交通」 空間機能が見える道路整備	石田東生	2月 44
代替バス基地としても利用できる駅周辺の広場整備	志波秀明	2月 45
非常時における鉄道の輸送機能確保	内芝伸一	2月 45
震災時に果たした海上空港 " 関空 " の役割	山口晶敬	2月 46
防災を考慮した交通計画	谷口栄一	2月 46
平常時整備を念頭においた交通システムの防災対策 - そのハードとソフト -	若林拓史	2月 47
災害時の交通管理と情報	森川高行	2月 48
交通網の災害時の信頼性確保策について	河上省吾	2月 49
大規模災害時における交通需要管理および交通システム管理	富田安夫	2月 49
運輸・交通施設の被災とは何か	稻村鑑	2月 50
No. 5 「地下構造物」 見逃していないか、地下構造物の安全性を	大角恒雄	3月 38
地下構造物は地震に弱いのか?	大西有三	3月 38
何に備えるべきなのか…それが問題である	池亀建治	3月 39
地下空間の計画 - 安全と安心の確保にむけて -	浅野光行	3月 40
公共施設としての地下構造物	山本芳明	3月 40
地下鉄被害における土被りの影響と地盤の影響	佐俣千載	3月 41
地下構造物の実体に合わせた耐震検討と免震化	松田隆	3月 42
シールドトンネルの二次覆工は被害を拡大させたのだろうか	東田淳	3月 43
地下構造物（シールドトンネルと立坑）の被害状況について	古川正明	3月 44
No. 6 「基礎構造」 液状化地盤での杭基礎の免震効果	國生剛治	3月 45

標題	著者	号頁
被災した杭基礎を見て考えたこと	木村亮	3月 46
上下動における地盤と構造物の相互作用について	園田恵一郎	3月 47
基礎構造の被害探査法およびその健全度評価方法の確立を	孫建生	3月 47
杭の破壊・変形両モードの調査が必要	大岡弘	3月 48
側方流動に強い新しい基礎形式の提案	下村嘉平衛	3月 48
見えないものは難しい	中堀和英	3月 49
今後の基礎構造耐震設計を考える	田村努	3月 50
No. 7『土構造物』		
土構造物の耐震性	南部光広	4月 41
トップヘビーの地盤は脆かった	軽部大蔵	4月 42
土構造物の被害について思うこと	吉田信之	4月 42
緩い盛土と地盤調査法	高田直俊	4月 43
六甲山系グリーンベルト構想	沖村孝	4月 44
フィルダムの耐震性雑考	長谷川高士	4月 44
土構造物の被害	龍岡文夫	4月 45
No. 8『地上構造物』		
フォーカス現象あり、広域地質構造影響の把握を	市川芳忠	4月 47
「全体」と「すきま」	藤野陽三	4月 48
機能維持の観点に立った構造物耐震設計の概念	青木徹彦	4月 48
揺れの設計－動的解析の積極的導入を！	竹宮宏和	4月 49
地上構造物の耐震設計を考える	田村努	4月 50
コンクリート構造は鋼構造より単純？	長尚	4月 50
鋼製橋脚の耐震性能向上策	宇佐美勉	4月 51
耐震補強効果の評価と広報	伊津野和行	4月 52
破壊を免れた構造物の検討	近藤浩	4月 53
No. 9『復興計画』		
神戸市の復興計画と今後の課題	太田敏一	5月 50
検証なくして「復興」あり得ず！	中田作成	5月 51
創造的復興に向けて	竹元忠嗣	5月 52
住宅共済制度の創設を	高橋和雄	5月 52
復興計画を支える基礎的条件	小林重敬	5月 53
No. 10『防災計画』		
被災情報の早期把握と初動体制の強化	上川庄二郎	5月 54
火災に強い街路計画	高井広行	5月 55
兵庫県地域防災計画の改訂について	土江啓士	5月 55
地域防災計画は定量的な災害想定をもとに策定すべし	高田至郎	5月 56
防災計画の視点	池淵周一	5月 56
都市システムの頑健性分析が重要	平井一人	5月 57
都市部における災害時の公園使用に関する一考察	中村百合	5月 58
防災空間の必要性	沖村孝	5月 58
みどりの防災計画	中瀬勲	5月 59

標題	著者	号頁
防災計画への提言	小出治	5月 60
災害対応と道州制	平井邦彦	5月 60
階層的な防災構造を持った社会の構築を	佐藤紘志	5月 61
ライフルイン、都市計画との連携で地域防災計画を	高橋和雄	5月 62
小単位の自立型防災システムを！	林泰義	5月 62
防災学を活かした政策としての防災計画	河田恵昭	5月 63
東京の天井川堤防は大丈夫なのか	伯野元彦	5月 63
No. 11『今後の課題』		
事故・災害強制保険制度の導入を	長尚	6月 42
高齢化社会における防災	大角恒雄	6月 43
生活再建の困難さと“文化”的誤解	河田恵昭	6月 43
「情報団」創設を！－日常性の中からの災害対応－	光森史孝	6月 44
災害復旧工事対応のマネジメントシステム	大音宗昭	6月 45
震災を教訓に近未来にふさわしい土地利用を	福澤久	6月 45
公・民協調のまちづくりの場を	昌子住江	6月 46
それまでに何をするか－今後の課題－	西田幸夫	6月 47
横浜市の「高密度強震計ネットワーク」について	阿部進	6月 47
「構造物の安全」から「社会の安心」へ	池島賢治	6月 48
危機管理における「土木」の責務	大島達治	6月 49
震災が教えてくれたこと－その対応－	古川正明	6月 49
都市地下空間の水没対策は万全か	北村黎夫	6月 50
地下鉄中柱の設計	長光弘司	6月 51
高架システムの開発を－現地からの提言－	駿河敏一	6月 52
No. 12『異議あり』		
『第二次提言』への意見	飯田俊博	6月 53
なぜ施工の問題に触れないのか	村田重之	6月 54
衝撃的上下動に異議あり	澤田純男	6月 54
あの地震力はどこからきたか？	竹宮宏和	6月 55
地盤の液状化現象の基本的視点	望月秋利	6月 56
地下構造物も地表と地中に分類して考えた方がよい	市川芳忠	6月 57
地震との共生社会	小野謙	6月 57

## 委員会レビュー

標題	著者	号頁
ダムの耐震性に関する評価検討委員会報告書まとまる	竹村公太郎 品川正典 石橋良啓	1996年 4月 56
構造工学委員会の阪神・淡路大震災における活動	渡邊英一	5月 70
阪神・淡路大震災における土木鋼構造物の被害とその教訓	福本秀士	5月 71

標題	著者	号頁
地震工学の再構築に向けて	濱田政則	5月 72
トンネル工学委員会の阪神・淡路大震災における活動	猪瀬二郎	5月 72
土木計画研究委員会における阪神・淡路大震災に関する調査研究活動	黒川 洋	5月 73
発注者側と受注者側の復旧・復興への対応に関する調査分析	山本幸司	5月 74
兵庫県南部地震道路橋震災対策委員会報告書について	岩崎敏男	6月 58
鉄道施設耐震構造検討委員会の活動概要	藤森泰孝 明生	6月 62
空港・航空保安施設耐震性検討委員会における検討	神田勝己 明小松	6月 66

## 巻頭論説

標題	著者	号頁
挙げて復興と防災対策を	中村英夫	1995年 4月 1
阪神・淡路大震災から1年	梅原利之	1996年 2月 1
神戸の新生に向けて	笹山幸俊	6月 1

## 委員会報告

標題	著者	号頁
阪神・淡路大震災調査報告書の編集について	阪神・淡路大震災調査報告書編集委員会	1995年 6月 66
既存鉄筋コンクリート柱および橋脚の耐震評価と耐震補強に関する提言	コンクリート委員会 阪神・淡路大震災調査研究特別委員会	10月 54
震災を受けたRCラーメン高架橋の耐震性能と損傷に関する検討結果	コンクリート委員会	1996年 3月 68

## 論壇

標題	著者	号頁
阪神・淡路大震災の教訓と土木技術者の役割 その1 阪神・淡路大震災と地域防災論 -社会ミチゲーションの提案-	河田恵昭	1995年 8月 58
阪神・淡路大震災の教訓と土木技術者の役割 その2 土木工学の役割再考 -建設社会学の提言	柴山知也	9月 56
災害時、情報はどうあるべきか	吉村秀實	10月 46

## その他

標題	著者	号頁
土木学会「土木構造物の耐震基準等に関する提言」についての報告	中村英夫	1995年 7月 前付
土木構造物の耐震基準等に関する提言	土木学会「耐震基準等基本問題検討会議」	7月 前付
土木構造物の耐震基準等に関する「第二次提言」	土木学会	1996年 2月 前付

## 4.2 主な概要

### 4.2.1 火災に強い街路計画

近畿大学教授 工学部建築学科 高井 広行

土木学会誌 1996.5 震災フォーラム「防災計画」

本震災において、火災により市街地に予想を上回る甚大な被害をもたらした。この火災について、発生直後から鎮圧されるまでの延焼拡大の模様を、いくつかの映像記録等から再現していく過程において得た教訓をもとに、以下に提言をしたい。

- ・ 区画道路の拡幅（12m以上が望ましい）
- ・ 沿道の不燃化（家屋の耐火構造化、街路樹の植樹等）
- ・ 防火壁や緑地帯の計画的配置
- ・ 消火用水の確保（雨水、井戸、地下水、ビル水、河川、海水等の利用）
- ・ 危険物施設の不燃化対策
- ・ 消防力の強化
- ・ 緊急車両用都市防災道路網の計画、整備（防災道路ネットワークの整備）

### 4.2.2 高齢化社会における防災

日本工営（株）中央研究所情報システム部耐震設計担当課長 大角 恒雄

土木学会誌 1996.6 震災フォーラム「今後の課題」

厚生省の推定では、2018年には65歳以上の高齢者の人口は総人口の25%にも達し、1990年代の2倍になるという。

今回の大震災でも明らかのように、災害時の犠牲者の多くは高齢者であり、21世紀への課題としては、高齢者問題と災害問題は独立した問題でなく、複合された社会問題である。

よって、高齢者を対象とした地域防災計画、社会資本の拡充が急務である。

具体的には、

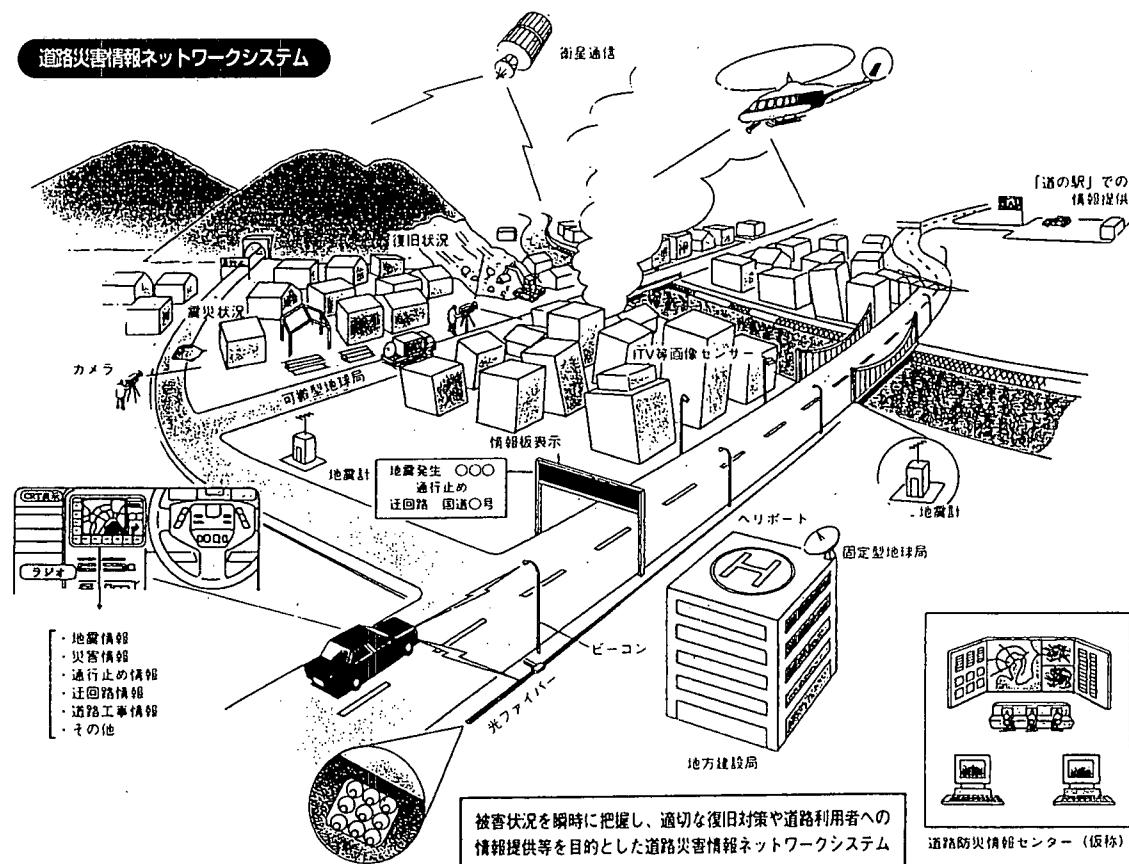
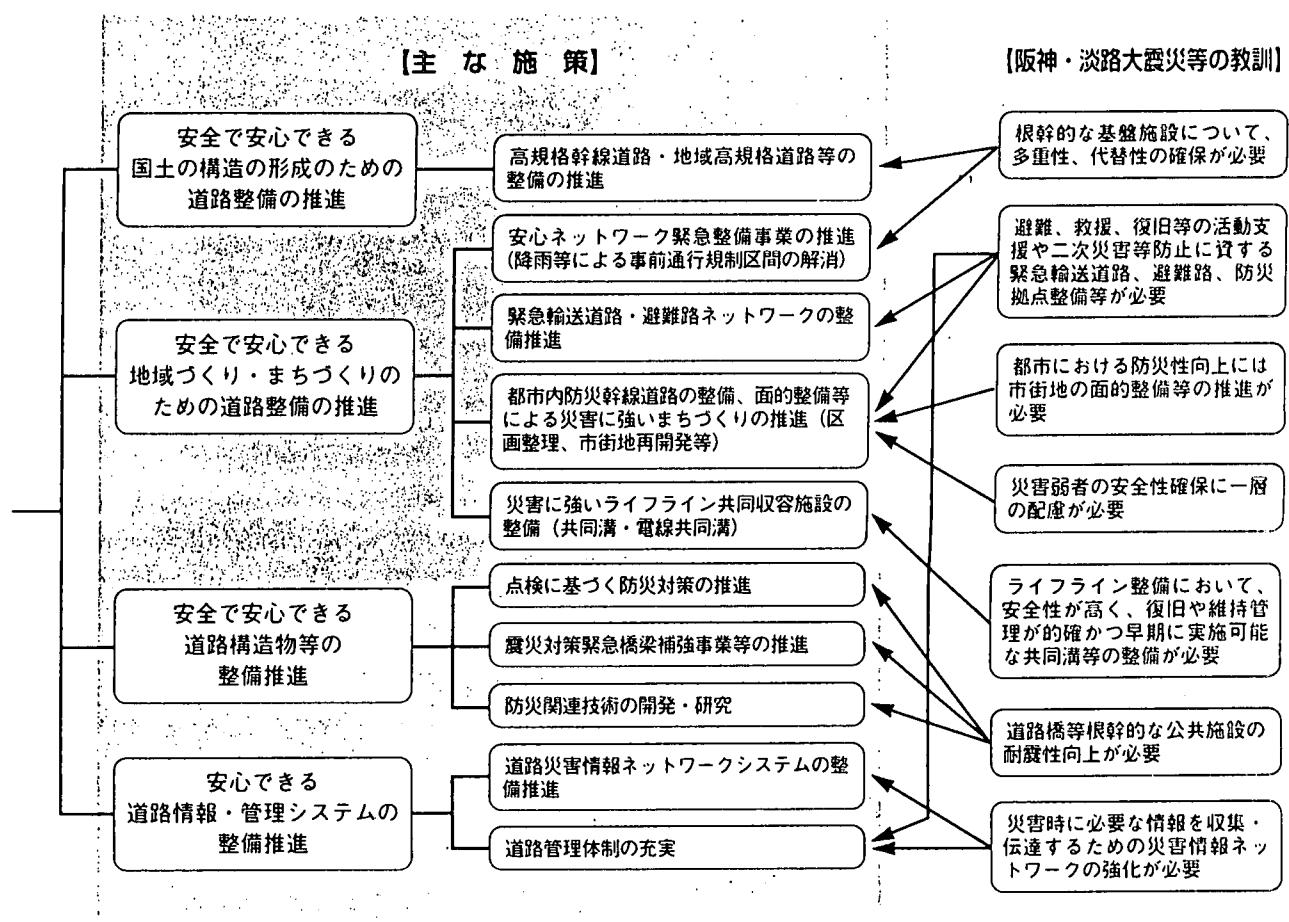
- ・ 高齢者への防災意識の啓蒙
- ・ 高齢者を対象とした避難設備の拡充
- ・ 高齢者被災民への心の介護施設
- ・ 要介護高齢者の居住状況のデータベース化
- ・ 災害時ヘルパー制度の充実（静岡県：1400人規模の体制確保）

#### 4.3 道路事業における今後の道路防災対策の進め方

##### 一 阪神・淡路大震災における道路の被害状況、復旧への取り組み

1995.8 建設省道路局

安全で安心できる国土づくりのための道路整備の推進



## 4.4 地震に強いみちづくりへの提言

平成8年5月

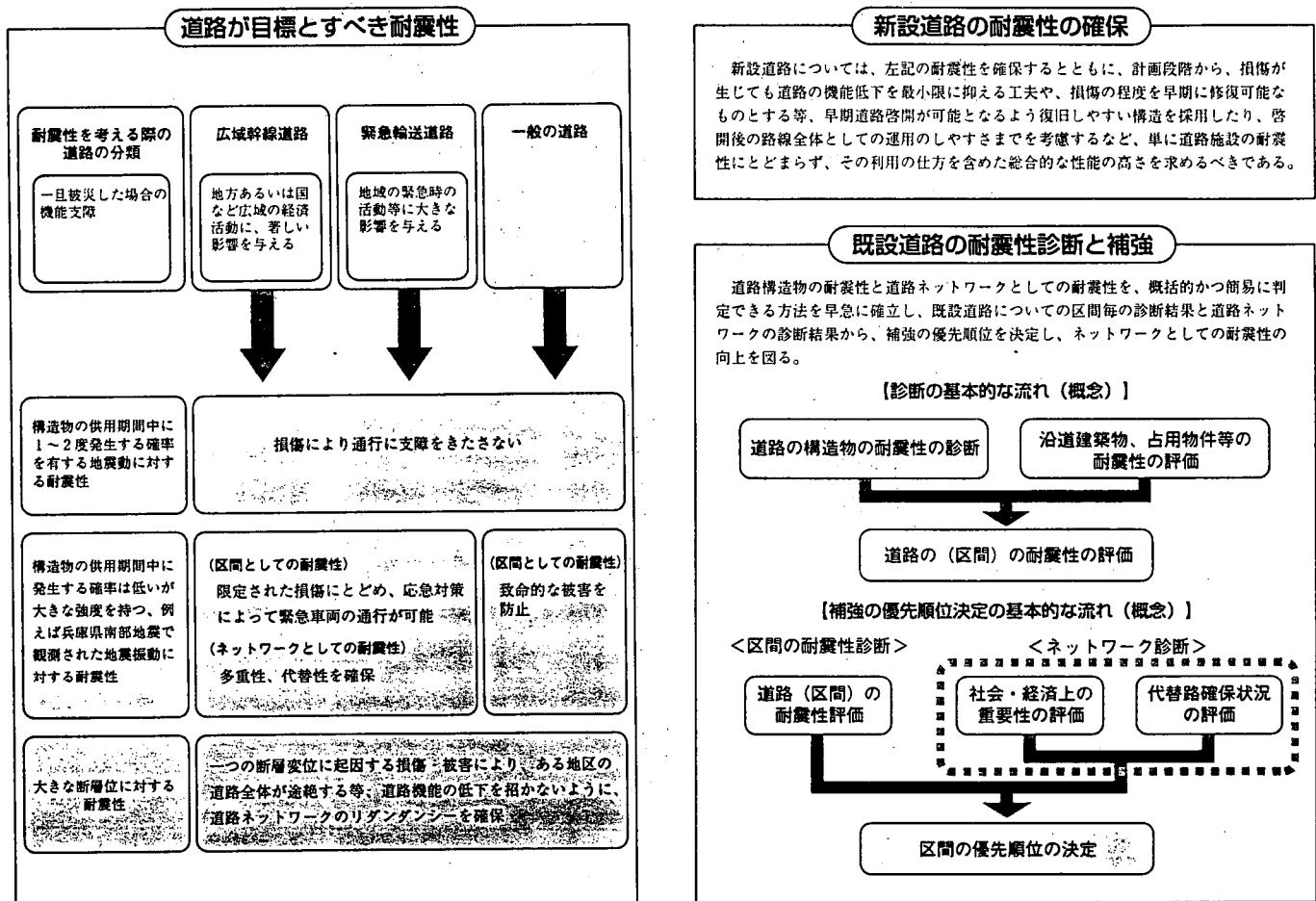
地震に強いみちづくり研究会

道路広報センター

本提言の趣旨とするところは、阪神・淡路大震災級の激震に際しても、その被害を最小限に押さえうる道路システムを、限られた諸資源の制約の下で可能な限り早期に作り上げることを目指すものである。

このため、今後新設される道路の耐震性を十分向上させることはもちろん、過去に整備された圧倒的なストックとなった既設道路の強化に重点が置かれる事が必要で、その対策実施の優先度の評価が要求される。

### 4.4.1 道路の診断と強化対策



#### 4.4.2 安全な市街地の整備

市街地の安全性向上を実現するためには、道路整備とあわせて、住宅等を含めた街区の面的な整備の面からの対応が欠かせない。

##### 地区の防災性の改善

木造住宅密集市街地の防災性の改善方策を早急に確立し、面的整備を進める。

##### 避難路の整備

災害弱者にも配慮した避難路を早急に整備する。

##### 地区の防災性の診断

市街地の防災性の診断の方法を早急に確立するとともに、それにもとづき地区毎の防災性を診断し、住民のコンセンサスを得て、公開する。また、診断の際の尺度となる都市・地域計画および各種施設の計画基準類については、これらを点検する。

##### 防災帯の整備

都市において、幹線道路等からなる防災帯ネットワーク計画を作り計画的に整備する。

##### ライフラインの確保

地区の防災性の向上を目的として、耐震性の高いライフライン共同収容施設のネットワークを、緊急輸送道路ネットワークとの整合性に配慮しつつ整備する。

##### 防災拠点等の整備

防災拠点等について、その配置のための計画基準を早急に整備し、計画的整備を進める。

#### 4.4.3 緊急事対策

道路の耐震性確保の取り組みが完了するまでには長い年月が必要であり、また完了後であっても被害が絶対に発生しないと断定することはできない。したがって、地震が発生した場合に、被害を最小限に抑えるための、緊急時の対応方策をあらかじめ準備しておく必要がある

##### 道路交通状況の把握

道路の被害状況を、地震発生後速やかに把握し、時々刻々と変化する道路交通状況をリアルタイムで把握するシステムを早急に整備する。

##### 道路情報の提供

収集した被害状況や道路交通状況に関する情報を、分かりやすい表現により、夜間といえども広く一般に提供できるような情報提供システムを早急に整備する。

##### 早期道路啓開

地震発生直後から始まる緊急活動を支援するための早期道路啓開システムを整備する。

##### 交通渋滞の抑制

緊急活動を妨げる交通渋滞の抑制策について早急に検討する。



事前の取り組み

##### 危機管理体制の強化

危機管理体制を早急に見直し、地震をはじめとする様々な災害に備える必要がある。

##### 防災知識の普及・訓練

迅速かつ円滑な緊急活動を実現するために、道路利用者及び地域住民に対して、訓練等を通じて防災知識の普及を図る。

#### 4.5 阪神・淡路大震災対応技術特別研究委員会報告

平成9年2月13日 土木学会

阪神・淡路大震災対応技術特別研究委員会（委員長 廣田良輔土木学会副会長）は、平成7年10月に発足し、委員会での討議を重ねるとともに、三つの部会を設け、

- (1) 耐震設計法の改訂に実務者が的確に対応するためにはどのような課題があるか、
- (2) 復旧・復興工事にあたり現場はどのような苦労をし、どのような課題を残したか、
- (3) 地震発生時にどのような危機管理がおこなわれ、今後どのようなシステム的改善を図ればよいか、など の疑問に応えるために調査研究を行っており、今回東京と大阪の二ヶ所でフォーラム「大震災の教訓を活かすために」を開催しております。

そこで、このフォーラムにおいて三つの部会から報告された調査研究成果について、項目のみを紹介する

##### 4.5.1 設計技術検討部会

###### 部会活動の概要

1. 提言を設計実務に適用する場合の手法と課題の検討
  - 1.1 入力地震動
  - 1.2 橋梁
  - 1.3 堤防・河川構造物
  - 1.4 地中構造物
  - 1.5 港湾施設
  - 1.6 地盤・土工
2. 耐震設計の高度化への対応状況の調査
3. 耐震設計の高度化に備える施策の提案
  - 3.1 設計技術者の役割
  - 3.2 設計技術者の技術力向上に関する施策
  - 3.3 設計品質向上に関する施策

##### 4.5.2 施工技術検討部会

###### 部会活動の概要

1. 復旧活動の実状と課題
2. 今後の対応

##### 4.5.3 防災システム検討部会

###### 部会活動の概要

1. 民間建設部門の復旧支援活動と教訓
2. ライフライン部門の復旧活動と教訓
3. 災害時の相互協力、情報システムのあり方